

ゆまにてなにわ 36

わたしもあなたも全員主役！

人権って、なに？

あなたは人権と聞いて、どのようなことを思いうかべますか？
人権と聞くと、何かむずかしく考えてしまいませんか？

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。

そして、わたしたち一人ひとりにとってかけがえのない大切なものであり、人が生きていくうえで無縁でいられないものでもあります。

わたしたちは、「自分の個性や能力を生かして働きたい」「健康で文化的な生活がしたい」など、幸せに暮らせるようさまざまな願いを持っています。そして、この願いがかなうよう日々努力しています。

しかし、わたしたちのまわりには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、多様な性などにかかわる問題やインターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題があります。

わたしたちは、誰もが平等で幸せに生活できるように、お互いを尊重し、力をあわせて思いやりのところを大切にする社会を築くことで、はじめて一人ひとりが豊かに生きることができるのです。

この冊子では、人権をさまざまな角度から見つめ、個別の人権問題をわかりやすく解説しています。

人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として、気づき、考え、行動していただきたいと思います。

目次

人権について(気づき、考え、行動する)

生命の尊さを知る	4
ともに生きる	5
自尊感情を育てる	6
ステレオタイプに気づく	7
気持ちを伝える言い方	8

人権への取組

国際的な人権保障の枠組み	9
持続可能な開発目標 (SDGs) えす・でい・じー・ず	10
日本国内での取組	11
人権に関する主な法律の整備状況	12
大阪府の取組	13
差別のない社会づくりのための ガイドライン	14
参加・体験型学習 (ワークショップ) 実施のための人権教育教材	15
人権啓発詩・読書感想文 入選作品の紹介	15

身近な人権のこと

女性の人権のこと	16 ~ 17
子どもの人権のこと	18 ~ 19
高齢者の人権のこと	20 ~ 21
障がい者の人権のこと	22 ~ 23
同和問題のこと	24
外国人の人権のこと	25
HIV 陽性者の人権のこと	26
ハンセン病回復者やその家族の人権のこと	27
こころの病に関すること	28
犯罪被害者や家族の人権のこと	29
個人情報保護のこと	30
インターネットによる人権侵害のこと	31
北朝鮮による拉致問題のこと	32
性的マイノリティの人権のこと	33
職業や雇用をめぐる人権問題のこと	34 ~ 35
ホームレスの人権のこと	36
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について	37
さまざまな人権問題	37
人権カレンダー	37

人権に関する相談

一人で悩まないで	38
人権相談窓口	38 ~ 39

生命の尊さを知る



平和、生命、そして人権

第二次世界大戦では多くの人が生命や住むところを奪われ、街が破壊されました。そのため、二度と戦争が起こることのないよう、世界の平和を維持し、国家の枠を超えて自由と人権を保障することを基本理念として国際連合がつくられました。

しかし、戦争や紛争は、今もなお世界のどこかで繰り返され、多くの人の生命が奪われ続けており、最大の人権侵害である戦争をなくし、人権を守るため「平和」であることが求められています。

今日では、「平和」とは単に「戦争のない状態」を意味するのではなく、より積極的な概念としてとらえ、社会全体の中で「人がそれぞれ信じる幸福の形を追求（＝自己実現）するための環境が整えられている状態」であると考えられています。

わたしたちは、「平和のないところでは人権は守られない」「人権のないところには平和は存在しない」という歴史の教訓を、未来の生命のためにしっかりと受け継ぎ、積極的に主張していかなければなりません（※）。

生命の尊さがすべての根本

人は一人で生きているわけではありません。集まりの中で支え合い、他の人とともに地球という一つの場所に生きています。そして、その根本に生命があります。それぞれの生命はただ一度だけの、繰り返すことのできない大切なものです。

人だけでなく、動物や植物も生きています。地球上の生き物はすべて、もともと同じ一つの生命から誕生しました。はるかな昔からの生命の流れに思いをめぐらし、生命の尊さを自覚することが大切です。

21世紀を真に豊かな「人権の世紀・平和の世紀」とするためには、人権を「生命」という点からとらえ、生命の尊さはすべての生きている仲間に共通して不可欠なものであることを認識することが必要です。

※大阪府では、戦争の記憶を若い世代に語り継いでいかなければならないという認識のもと、「大阪空襲を語り継ぐ、平和ミュージアム」であるピースおおさか（大阪国際平和センター 裏表紙を参照）を中心に、戦争の悲惨さ・平和の尊さを未来に語り継ぐ努力を重ねています。



ともに生きる



ともに生きる社会とは

わたしたちが人間らしく生きながら、それぞれの幸せを築いていく権利。それが「人権」です。わたしたちすべては、人間として等しく同じ人権を有しており、一人ひとりが「かけがえのない存在」なのです。

自分の権利のみならず、他の人の権利と尊厳についても深く理解する。そして、自分の権利を行使するときに伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う。それが「ともに生きる社会」です。

人には違いがある

人にはそれぞれ、違い＝「個性」があります。

人それぞれの「個性」がいかされて社会ができています。必要とされていない人などいませんし、誰かが優れていたり劣っていたりするわけでもありません。

わたしたちは、そうした多様な「個性」を持った人たちの中で暮らしているにもかかわらず、時として他の人と出会ったときに、違いにとまどったり、違いを恐れたり、違いから逃げたりしてしまうことがあります。しかし、違いと向き合うことを避け続けていると、永遠に違いを楽しむことを知る機会を逃してしまいます。他の人との新たな出会いは多様な「個性」を見つけ出し、自らの人間性を深めるチャンスであると考え、発想の転換が必要です。



自尊感情を育てる



自分という唯一の存在

わたしたちは、生まれながらにしてそれぞれ独自の個性を持っています。自分という個性は、唯一の存在です。

人は、しばしば自分は優れている・劣っていると、まわりの人と比較してしまいます。しかし、まず自分と向かい合い、自分という存在自体にかけがえのない価値があると自覚することが何よりも大切なのです。

「自尊感情」（セルフエスティーム）とは

「自分はかけがえのない大事な存在だ」と思える気持ちのことを「自尊感情」（セルフエスティーム）といいます。

自分という存在を否定するのではなく、欠点や短所も含めてありのままの自分を肯定的に認め、自分を好きになり、身近な人間関係の中で自分を価値あるものとして思えるようになることです。

自尊感情は人が生きていく上で最も大切な感情の一つです。こうした感情がなければ、人は社会の中で自分が存在していることの意義を見出すことができず、当然、身近な人との人間関係を築こうという気持ちにもなれません。

自尊感情は人権意識の基本

自分を価値あるものとして受け入れていれば、他の人の存在もきちんと受け止めることができ、逆に自分が大切にされた経験がなければ、他の人のことを大切に思うことがむずかしくなりやすいと言われています。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する意識の基本であるといえます。

子どものころからの自尊感情

「まだ子どもだから」とか「子どものくせに」などと言われ続けると、その子どもは自分に否定的になり、他の人のことも信じなくなりがちです。

子どものころから自尊感情を育てていくためには、大人が子どもを一人の人として大切に見守っていくことが必要です。

ステレオタイプに気づく



ステレオタイプとは

わたしたちの意識の中には、いろいろな思い込みや固定観念があり、自分以外の特定の人たちに対して、一面的に決めつけたイメージを思い描きがちになります。このような一面的なイメージのことを「ステレオタイプ」といいます。

「血液型がA型の人は性格が几帳面だ」とか「動物好きな人に悪い人はいない」などがその一例です。しかし、実際には細かなことにはこだわらないA型の人はいますし、人の善悪が動物好きかどうかだけで決まるものではないでしょう。しかし、こうした当たり前のことが、ステレオタイプに当てはめることによって見えなくなってしまう。

ステレオタイプによる偏見・差別

人に対するステレオタイプのものの見方に価値観や優劣の考え方が加わると、ある一面を持っているという理由だけで、排除したり避けたりするという偏見や差別を引き起こすことがあります。ステレオタイプは、容易に偏見や差別に結びつくのです。

人と適切な人間関係を築いていくためには、はじめから決めつけるのではなく、一人ひとりが持つ多様な個性＝その人自身を見つけだし、それを認めていくことが大切です。



気持ちを伝える言い方



気持ちを伝えるということ

わたしたちが人とかがかわるとき、自分の都合や頼みごとをきちんと言えなかったり、逆に相手を責めるように感情や意見をぶつけてしまったりすることがあります。自分の気持ちをうまく伝えることはとてもむずかしいことです。

相手を傷つけない自己表現とは

相手の気持ちを傷つけずに自分の言いたいことを相手に素直に伝えるという考え方や、そのための方法があります。自分の思いや考えなどを自分の中で確認し、言葉にして相手に伝えるというコミュニケーションの技術のことで、「アサーション」（積極的な自己表現）といいます。

例えば、自分の話を聴いてほしいと感じたときに、「あなたは人の話をぜんぜん聴いていない！」ではなく「私は、あなたにちゃんと話を聴いてほしい」のように、「相手がどうか」ではなく「私がどう思っているのか」を伝える言い方です。そうすれば相手も受けとめやすく、相手の気持ちを傷つけることもありません。

「相手がどうか」ということは、自分自身の本当の気持ちではなく、相手に対する決めつけや思い込みを含んでいることが多いのです。

自己表現がつくる豊かな人間関係

人との関係の中で、お互いの言いたいことが違ったときに、相手にあわせて自分の気持ちを押し隠したり、逆に相手に対して攻撃的に主張したりしては、その関係はこじれてしまいます。

そういうときには、自分がどう思っているのかを率直に誠実に相手に伝え、相手の気持ちにも気づき、相手を理解しようとするのが、気持ちのやりとりを可能にします。

自分がどう思っているのかを素直に伝え、同時に相手の気持ちにも配慮した言い方を技術として身につけることは、人間関係をつくっていく最初の一步です。気持ちのやりとりは、豊かな人間関係をつくり自分の権利を尊重すると同時に、相手の権利を尊重することにもつながるのです。

国際的な人権保障の枠組み

国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考え方にもとづいて、人権を国際的な問題にとらえ、人権についての国際的な共通の基準を作りました。

その最初の成果が、昭和23（1948）年12月10日に第3回総会において採択された「世界人権宣言」です。

そして、昭和25（1950）年の第5回総会において、12月10日を「人権デー」（Human Rights Day）として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

世界人権宣言の持つ意味

「世界人権宣言」は、前文と30の条文からなり、誰もが自由であることにより保障される自由権（第1条～第20条）、参政権（第21条）、国家や地方自治体の関与によって保障される社会権（第22条～第27条）が規定されており、第29条では、他人の権利及び自由を尊重しなければならないことを定めています。

この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

解説：【みんな自由・みんな平等】人はみんな、生まれた時から自由で、同じ人間として大切にされ、平等です。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

解説：【差別はやめよう】人はみんな、人種、肌の色、性別、言語、宗教などによって差別を受けることはありません。地球上のどこでも、人はみんなこの宣言のなかでいわれているすべての権利と自由を生まれながらに持っています。

法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」（※）が昭和41（1966）年の総会において採択されました。

（※）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」
「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」

「国際人権規約」は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加えて、国連が中心になり、個別の人権保障のためのさまざまな条約が作成されています。

人権文化の創造

「国際人権規約」をはじめとする人権保障のための国際条約を具体化していくためには、あらゆる人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的文化を構築するための人権教育が大切です。

このため、国連では、世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を平成17（2005）年に開始（※）しています。

（※）令和2（2020）年から、「青少年のための人権教育」に焦点を当てた第4フェーズに入っています。

人権の主流化（人権の視点の強化）

国連では、平成17（2005）年、活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）を提唱しました。平成18（2006）年には、経済社会理事会の下部組織であった「人権委員会」に替えて、世界の人権問題についてより効果的に対処するために「人権理事会」を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化をはじめ、さまざまな取組を進めています。

人権保障のための国際条約

人権の問題は、第二次世界大戦以降、各国のみならず国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が次第に一般的になってきました。このような考え方から、

えす・でいーじーず

持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27(2015)年9月、国際連合の総会において、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が採択されました。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットで構成された、令和12(2030)年までの開発目標です。

その前文では、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」であり、「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示されており、「すべての国及びすべてのステークホルダー(利害関係者)は、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」こととしています。

また、「17の持続可能な開発のための目標と、169のターゲット」は、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」としており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

SDGsの17のゴール

①貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
②飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
③保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
④教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
⑤ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う。
⑥水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
⑦エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
⑧経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
⑨インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
⑩不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。
⑪持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
⑫持続可能な消費と生産	持続可能な生産消費形態を確保する。
⑬気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
⑭海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
⑮陸上資源	陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
⑯平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
⑰実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

大阪府では

2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」を実現するため、「Osaka SDGsビジョン」に基づき、オール大阪でSDGsの取組みを推進しています。

そのため、府民や府内企業・団体などあらゆるステークホルダーにSDGsを知ってもらい、具体的な行動につなげていただくため、令和3年(2021年)1月22日に「大阪SDGs行動憲章」を策定しました。



また、「大阪SDGs行動憲章」の趣旨に沿って、自らが行うSDGsの達成に向けた行動を宣言していただく「私のSDGs宣言プロジェクト」を開始し、大阪府ホームページ及びTwitterアカウント「大阪府SDGs【公式】(@osakaprefSDGs)」で参加受付を行っています。皆さんから寄せられた宣言は、大阪府ホームページ等で広く府民に紹介することにより、オール大阪でSDGsの達成をめざす機運の醸成につなげていきます。ぜひ、ご参加ください！



「私のSDGs宣言プロジェクト」HP



Twitter「大阪府SDGs【公式】」

日本国内での取組

世界的に人権保障の枠組みが作られていく中で、国内では、世界人権宣言に先立つ昭和22(1947)年に日本国憲法が施行されました。わが国では毎年12月4日から世界人権宣言が採択された10日までの1週間を「人権週間」と定め、法務省の人権擁護機関をはじめ全国的に啓発活動を行っています。

日本国憲法で保障される基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。

基本的人権	自由権
	国民生活に国家権力が干渉しないように求める権利 (身体的自由、精神の自由、経済活動の自由)
	平等権
	法の下で、誰もが平等な扱いを受ける権利
社会権	社会を生きていく上で人間が人間らしく生きるための権利 (生存権、教育を受ける権利、労働の権利)



■日本国憲法

第11条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条 (個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 (法の下での平等)

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第21条 (集会、結社及び表現の自由)

1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
※差別的な言動は、すべての人を対等の個人として尊重しようとする憲法13条および14条の理念に反するものであり、許されません。また、憲法第21条第1項の保障する「表現の自由」の行使も、憲法13条および14条の理念に反するような態様で行使することは許されません。

■「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の目的と、国、地方公共団体、国民の責務

目的：人権の尊重が非常に重要であるとの認識の高まりや、不当な差別の発生等による人権侵害の現状、人権擁護に関する内外の情勢等をふまえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

国の責務

人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。

地方公共団体の責務

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。

国民の責務

人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

さまざまな人権に関する法律の整備

国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などにかかわる問題や、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。

これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するために、日本国憲法の趣旨や国際社会における流れを踏まえ、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。(12ページ参照)

人権教育・啓発の推進

平成12(2000)年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年3月に策定されました。

この計画は平成23(2011)年4月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

■人権に関する主な法律の整備状況

人権啓発・人権擁護

人権擁護委員会法	昭和24(1949)年施行
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12(2000)年施行

女性の人権

母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39(1964)年施行
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47(1972)年施行
男女共同参画社会基本法	平成11(1999)年施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12(2000)年施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13(2001)年施行
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27(2015)年施行

子どもの人権

学校教育法	昭和22(1947)年施行
児童福祉法	昭和23(1948)年施行
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11(1999)年施行
児童虐待の防止等に関する法律	平成12(2000)年施行
教育基本法	平成18(2006)年施行
子ども・若者育成支援推進法	平成22(2010)年施行
いじめ防止対策推進法	平成25(2013)年施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成26(2014)年施行
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成29(2017)年施行

高齢者の人権

老人福祉法	昭和38(1963)年施行
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46(1971)年施行
高齢社会対策基本法	平成7(1995)年施行
高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13(2001)年施行
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成18(2006)年施行
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18(2006)年施行

障がい者の人権

身体障害者福祉法	昭和25(1950)年施行
知的障害者福祉法	昭和35(1960)年施行
障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35(1960)年施行
障害者基本法	昭和45(1970)年施行
身体障害者補助犬法	平成14(2002)年施行
発達障害者支援法	平成17(2005)年施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成18(2006)年施行
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成24(2012)年施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律	平成25(2013)年施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成28(2016)年施行
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成30(2018)年施行
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成31(2019)年施行

同和問題

同和对策事業特別措置法	昭和44(1969)年施行 昭和57(1982)年失効
地域改善対策特別措置法	昭和57(1982)年施行 昭和62(1987)年失効
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和62(1987)年施行 平成14(2002)年失効
部落差別の解消の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

外国人の人権

出入国管理及び難民認定法	昭和26(1951)年施行
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	平成3(1991)年施行
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

HIV感染者の人権

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成11(1999)年施行
----------------------------	---------------

ハンセン病回復者やその家族の人権

らい予防法の廃止に関する法律	平成8(1996)年施行 平成21(2009)年廃止
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成13(2001)年施行
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成21(2009)年施行
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元(2019)年施行

こころの病

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25(1950)年施行
---------------------	---------------

犯罪被害者や家族の人権

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和56(1981)年施行
犯罪被害者等基本法	平成17(2005)年施行

ホームレスの人権

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14(2002)年施行
-----------------------	---------------

性的マイノリティの人権

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成16(2004)年施行
-------------------------	---------------

職業や雇用をめぐる人権問題

労働基準法	昭和22(1947)年施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成4(1992)年施行
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5(1993)年施行

インターネットによる人権侵害

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成14(2002)年施行
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成15(2003)年施行
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成21(2009)年施行
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成26(2014)年施行

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成15(2003)年施行
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18(2006)年施行

個人情報保護

個人情報の保護に関する法律	平成15(2003)年施行
---------------	---------------

その他

生活保護法	昭和25(1950)年施行
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成18(2006)年施行
自殺対策基本法	平成18(2006)年施行
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19(2007)年施行
探偵業の業務の適正化に関する法律	平成19(2007)年施行
生活困窮者自立支援法	平成27(2015)年施行
再犯の防止等の推進に関する法律	平成28(2016)年施行
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元(2019)年施行

大阪府の取組

大阪府人権尊重の社会づくり条例

人権尊重の大切さを示し、また、大阪府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、平成10（1998）年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。令和元（2019）年10月の改正では、府民と事業者到人権尊重の社会づくりに理解と協力を求める規定を設けました。

●府の責務

- ・施策の実施に当たり人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進する。
- ・国、市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備する。

●府民の責務

- ・人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努める。

●事業者の責務

- ・人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努める。

大阪府人権施策推進基本方針

平成13（2001）年3月に、条例の具体化のために「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。

この基本方針では、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、二つの府政推進の基本理念を掲げ、すべての行政分野において、基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしています。併せて、条例に示されている「人権施策」の基本方向を定めています。

令和3（2021）年12月の改正では、府政推進の基本理念は維持しつつ、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、新たに顕在化した人権課題に対する認識と求められる方策などを追記しました。

府政推進の基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在として
尊重される差別のない社会の実現

誰もが個性や能力をいかして自己実現を
図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権施策の基本方向

●人権意識の高揚を図るための施策

1. 人権教育の推進

2. 人権教育に取り組む指導者の養成

3. 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

4. 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

●人権擁護に資する施策

1. 府民の主体的な判断・自己実現の支援

2. 人権相談の充実

3. 国の人権擁護機関との連携

大阪府人権教育推進計画

平成17（2005）年3月に基本方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するための計画を策定しました（平成27（2015）年3月改定、令和4（2022）年3月改定予定）。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に沿った、大阪府の人権教育及び人権啓発に関する施策の基本計画の性格も併せ持っています。

1. 人権教育の推進

- ・家庭、学校、地域、職域等における人権教育の取組に対する支援
- ・教育の機会均等の確保と「学び」の場の充実
- ・現実に関わっている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化
- ・多様な文化や価値観を持つすべての人々が共有できる人権教育の推進
- ・人権研修の推進・促進

2. 人権教育に取り組む指導者の養成

- ・地域、職域等において人権教育を担う人材の養成
- ・専門的知識を持った人材の養成・人材の活用

3. 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

- ・人権を知ること、考えること、行動することを支援する環境の構築
- ・NPO等民間団体と連携した取組の推進

4. 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

- ・人権教育情報の収集・提供
- ・人権教育教材の開発
- ・調査・研究機能の強化・充実
- ・人権意識の高揚につながる情報の発信

差別のない社会づくりのためのガイドライン

大阪府では、平成27（2015）年10月に、府民の皆様に、差別解消についての理解を深めていただくために、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定（令和3（2021）年6月改訂）しました。大阪府ホームページから閲覧・ダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

大阪府 人権 ガイドライン

検索

※本冊子の38・39ページに、ガイドラインに掲載している相談・紛争解決機関のうち、国（法務省）、大阪府及び府内市町村の人権相談窓口の一覧を掲載しています。

なお、障がい者としての差別の解消に関しては、平成27（2015）年3月に策定された「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（令和3（2021）年3月改訂）をご覧ください。



ガイドラインの目的①

差別の未然防止

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等をわかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の皆様の理解と、事業者の取組を促し、差別の未然防止をめざします。

ガイドラインの目的②

個別事案の適切な解決

大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外紛争解決手続（ADR）を行う機関を紹介することにより、個別事案の適切な解決につなげることをめざします。

ガイドラインに掲載している判例

	事件の内容	判例のポイント
①	商店における外国人入店拒否	街頭で店舗を構えている以上、店は道を歩く顧客一般に開放されており、経営者は、顧客対象を限定したり、入店制限をしたりしてはならない。
②	公衆浴場における外国人入浴拒否	公衆浴場は法律上の許可を得て経営されている公共性を有する施設であるので、国籍、人種を問わず、利用が認められるべきであり、外国人の利用を一律に拒否することは不合理な差別である。
③	ゴルフクラブにおける外国人登録拒否	私的な団体であっても、一定の社会性を持つと認められる場合には、いかなる者を会員にするかについて、完全に自由な裁量はなく、日本国籍者であることを会員の登録要件とすることは認められない。
④	ゴルフクラブにおける性同一性障がい者入会拒否	私的な団体には構成員選択の自由が認められるが、会員権が市場に流通しているなど閉鎖的な団体とは認められない場合には、合理的な理由なく性同一性障がい者の入会を拒否することは許されない。
⑤	賃貸建物に関する外国人入居拒否	外国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否することは、合理的な理由がなく、許されない。
⑥	外国人顧客への肌の色に関する質問	外国人顧客からの賃貸住宅の照会に対して、肌の色について、直接、あからさま、かつ執拗に問いただす行為は、人格的利益を毀損する違法なものである。
⑦	外国人への無料の資料請求サービスの提供拒否	誰でもアクセス可能なウェブサイトにおいて資料を無料送付する旨宣伝している場合、資料請求者が外国人であることのみを理由に、資料の送付を拒否してはならない。
⑧	昇格に関する女性に対する不利益取扱い	賃金と連動する「資格」の付与（昇格）について、男性を優遇することは、女性に対する不当な差別的取扱いとなり、許されない。
⑨	HIV感染を理由とする解雇	事業主は、特段の必要性がない限り、従業員がHIVに感染しているか否かの情報を取得してはならない。HIV感染を実質的な理由としてなされた解雇は、正当な理由を欠き、無効である。
⑩	地毛が明るい色の従業員に対する黒髪への染色の要求	身だしなみを清廉に保ち、利用客に悪い印象を与えないようにする等の趣旨から、従業員の「茶髪」を禁じている場合、地毛が明るい色の従業員に対して、黒髪への染色を命じてはならない。

ガイドラインに掲載している人権侵犯事件

	事件の内容		事件の内容
①	ハンセン病回復者であることを理由とした宿泊拒否	⑨	外国人に対する宿泊拒否
②	理容店における外国人へのサービス提供拒否	⑩	外国人を保証人予定者とした不動産賃貸借の仲介申込み拒否
③	機材レンタル店における外国人へのサービス提供拒否	⑪	外国人に対する英会話教室入会拒否
④	大規模小売店舗における外国人に対する不適切な対応	⑫	採用試験における性同一性障がい者に対する不適切な質問
⑤	公営プールにおける外国人の利用一律拒否	⑬	性同一性障がい者に対する更衣室等の利用制限
⑥	外国人であることを理由とするマンションへの入居拒否	⑭	性別変更した者に対する公衆浴場の利用拒否
⑦	外見が外国人のようであることを理由としたアパート賃貸借拒否	⑮	調査会社による同和地区出身かどうかの調査
⑧	在日外国人であることを理由とした採用内定の取消し		

参加・体験型学習（ワークショップ）実施のための人権教育教材

参加・体験型学習（ワークショップ）とは、「アクティビティ」と呼ばれる一つのまとまりのある学習活動（ゲーム的な活動や作業、対話など手法はさまざま）に取り組むことで、人権問題を頭で理解するだけでなく、心の動きを受け止め、身体を使いながらトータルに学ぶことを目的としており、単に知識を一方向的に伝達する学習方法とは異なります。

人権侵害は、地域、職場、学校など、さまざまな人がいる場で起こることが多く、それを解決するためには、知識を得るだけでなく、解決を進める態度やスキル（技能）を身につけることが必要です。そしてそれをもとに、社会における人権ルールをつくっていくことが大切であり、こうした実践的な学びのために、参加・体験型学習（ワークショップ）は有効です。

大阪府では、参加・体験型学習（ワークショップ）を進めるためのプログラムを掲載した人権教育教材を作成しています。地域、学校、職場など皆さんの身近な学習の場でご活用ください。

人権教育教材の配布を希望される方は、大阪府府民文化部人権局（TEL（06）6210-9281）までご連絡ください。

● 入門ガイド 初めてのファシリテーター 経験の少ないファシリテーターがよりスムーズに学習・研修を進めることができるよう、進め方のポイントや参加者の反応に対するアドバイスなどを解説。	● わたしを生きる お互いのアイデンティティについて伝え、受け止めることを通じて、「人間関係」、「尊厳」などについて考える。
● ちがいのとびら 多様性の尊重について考える。	● あたりまえの根っこ 「常識」、「あたりまえ」と言われる社会意識が差別につながる場合があることについて考える。
● ぶつかる力 ひきあう力 対立と向き合い、どう対応していくかについて考える。	● ありのままのわたし 大切なあなた 就学前の子どもを中心に、その発達段階に応じ、遊びを通じた人権感覚を育むプログラムなどを紹介。
● 同じをこえて 「差別と平等」が非常に身近な問題であることについて考える。	● 見方を変える 他者との交流や新たな見方があることの気づきを通じて、人権を尊重していくための具体的な方法を身につけるきっかけとなるプログラムなどを紹介。
● みえない力 生活の中にある力の関係性と、それを支える構造や仕組みから差別について考える。	● さまざまなカタチ 性的マイノリティの人権問題があることを理解して、多様性を尊重した行動を考える。

人権啓発詩・読書感想文 入選作品の紹介

大阪府及び大阪府教育委員会では、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築くための活動の一環として、府内の小・中学（部）生を対象に、地域において人権啓発を行う民間団体で構成する「人権啓発推進大阪協議会（愛ネット大阪）」と共催で、「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。



大阪府人権啓発詩・読書感想文

検索



なんでも言える

きょうはずかしいことがあった。
でも友だちにだけ言えた。
かぞくや先生には、言えないけれど
友だちにだけわらって言えた。
やくそくもベンきょうのことも言えた。
友だちとずっとなかよくしたい。

第40回（令和3（2021）年度）詩部門 小学校（小学部）低学年の部

性別で役割を決めつけていませんか？

女性の人権のこと

固定的な性別役割分担意識

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。

一方、これまでは長時間労働を前提とする働き方が根付いていた男性の中にも、家庭や地域で活躍している人が増えています。仕事でも、家庭でも、地域でも、男女ともに自分らしく暮らせる社会を実現していくことが必要です。

男女平等を実現するために

国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

昭和54（1979）年には、「職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習等も見直していくことを規定した「女性差別撤廃条約」を採択しました。日本は昭和60（1985）年に締結しました。

男女共同参画社会基本法など

日本では、平成11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、基本理念や方向性が示されるとともに、「男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会の最重要課題である」とされました。

この法律に基づき、国は平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成27（2015）年8月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる「女性活躍推進法」）が成立し、令和2（2020）年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

大阪府では

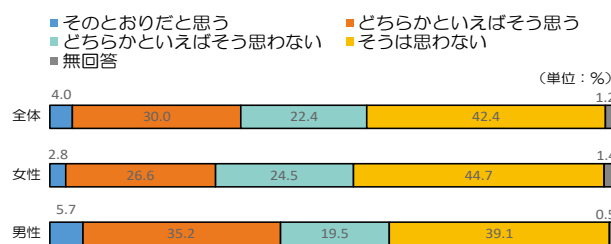
男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくために、平成13（2001）年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」を策定するとともに、平成14（2002）年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

令和3（2021）年3月には、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定

し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」「多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備」の4つの重点目標を掲げ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進しています。また、本プランでは、令和7（2025）年度末までに府の審議会等の女性委員の割合について4割以上6割以下をめざすこと等を盛り込んでいます。

■性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）

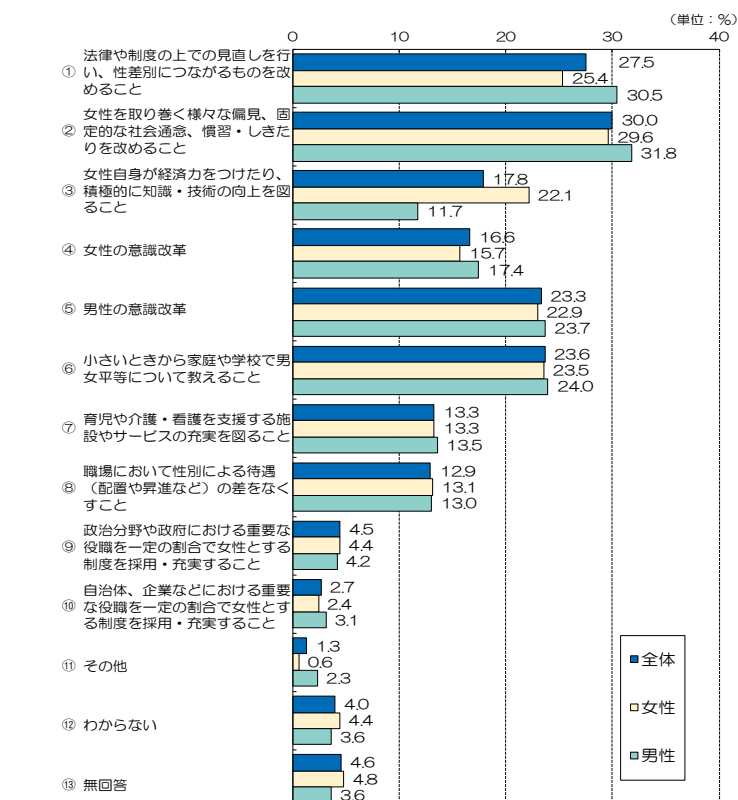
—「同感しない」人が6割以上—



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査報告書」令和元（2019）年

■男女平等の実現にとって最も重要なこと

—男女とも女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること—



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査報告書」令和元（2019）年

ひとり親家庭等をめぐる課題

結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭など(母子家庭・父子家庭・寡婦(※))に対する偏見や差別が見られます。大阪府では、令和2(2020)年3月に「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、人権尊重の社会づくりに取り組んでいます。

(※)配偶者のない女性であって、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある人

ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDV

ドメスティック・バイオレンス(略して「DV」と言われることもあります。))については、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われています。DVの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には、「固定的性別役割分担意識」や男女間の経済格差など、社会の構造的問題が関与しているといわれています。

平成13(2001)年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成16(2004)年12月には「配偶者からの暴力の定義の拡大」、「保護命令制度の充実」などを内容とする改正が、平成20(2008)年1月には「保護命令制度の拡充」、「市町村基本計画策定の努力義務」などを内容とする改正が、そして平成26(2014)年1月には生活の本拠を共にする交際相手を法の準用規定により適用の対象に追加し、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」とする改正が行われるなど、不断の取組が行われています。

最近では、特に10歳代、20歳代の交際

相手同士の間で起こる暴力である「デートDV」が問題となっています。「デートDV」は親密な交際関係の中で起こるもので、その行為が暴力だと気付かない人が多いです。気付いたとしても、「自分が悪いんだから」「相手の仕返しがいかに」「優しいときもあるし……」などと思い、一人で問題を抱え込んでしまいがちです。その間に暴力がエスカレートしてしまうおそれがあります。

大阪府では、平成29(2017)年3月に策定した「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」に基づき、配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成、安心して相談できる体制の充実、緊急かつ安全な保護の実施、自立への支援の充実、関係機関・団体等との連携の促進等の取組を推進して

います。

また、女性相談センター(右下部参照)を中核として、6カ所の子ども家庭センター(児童相談所)が配偶者暴力相談支援センター機能をあわせ持ち(※)、被害者の子どもへの対応も含め、迅速な連携及び対応に努めています。

加えて、庁内関係部局で構成する「大阪府『女性に対する暴力』対策会議」をはじめ、「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策主管課長会議」、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」等の会議の運営を通じて、市町村や団体・NPO等とも連携を図りながら、配偶者等からの暴力の根絶に取り組んでいます。

(※)このほか6市(大阪市、堺市、吹田市、茨木市、枚方市、豊中市)に配偶者暴力相談支援センターがあります。

暴力の形態

身体的暴力だけではなく、さまざまな暴力が重なって起こります。

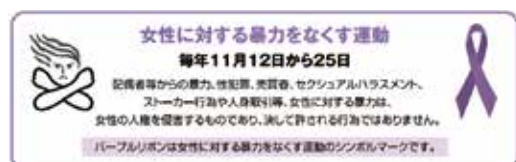
身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、突き飛ばす 等
精神的暴力	暴言を吐く、怒鳴る、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす 等
経済的暴力	生活費を渡さない・自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任を負わせる、借金の強要 等
社会的暴力	友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させない、携帯電話・メールをチェックする、行動をチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬 等
子どもを巻き込む・利用した暴力	子どもの前で暴力を振るう(※)、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもの前で非難する、子どもと仲良くするのを嫌う 等
性的暴力	望まない性的行為を強要する、避妊をしない、裸の写真を撮る・SNSで流す(と脅す)、無理やりポルノなどを見せる 等

※児童が同居する家庭におけるDVIは、児童虐待に当たります。

配偶者からの暴力事案の認知状況

H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R01年	R02年
59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643

*配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等の受理件数
警察庁 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について(令和3(2021)年3月4日発表)より
全国の警察が認知した令和2(2020)年中の配偶者からの暴力事案は82,643件で、前年に比べ436件増加。DV防止法施行(平成13(2001)年)後最多。



〈法務省 女性の人権ホットライン〉

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性の人権問題に関する専用相談電話です。

●電話番号：0570-070-810(全国共通)

●受付時間：平日8時30分から17時15分

インターネットでの相談も受け付けています。詳しくは

女性の人権ホットライン

検索



＜大阪府女性相談センター＞ (配偶者暴力相談支援センター)

秘密は守られます。相談は無料です。
安心してご相談ください。

電話番号

(06) 6949-6022
(06) 6946-7890

相談時間＜電話相談・面接相談＞

9時から20時

祝日、年末年始を除く

※面接はできるだけご予約ください。

夜間・祝日DV電話相談

上記以外の時間

(06) 6946-7890

子どもは「権利の主体」です 子どもの人権のこと

子どもの権利とは

人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。どの時代においても、子どもは社会の宝であるとして大切にされてきましたが、一方で、「まだ子どもだから」と言って子どものことを勝手に決めてしまうこともよくありました。しかし、子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」でもあるのです。にもかかわらず、子どもに対する虐待の増加、いじめ、体罰、自殺、不登校の問題や学校における暴力行為など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になってきています。

大人もかつては子どもでした。その頃のことを忘れずに、子どもの思いを理解し、そして尊重しながら、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて行動していくことが何よりも必要です。

子どもを権利の主体とするために

国連は、昭和34（1959）年に「児童の権利宣言」を採択し、20周年となる昭和54（1979）年を「国際児童年」とするなど、取組を進めてきました。そして、30周年となる平成元（1989）年に、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を詳細かつ具体的に定めています。

平成28（2016）年6月に公布された改正児童福祉法では、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを第1条に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

子どもに関する条例や計画

児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を傷付け、健やかな成長を阻害する事象が相次ぐ中、平成19（2007）年4月に「大阪府子ども条例」を施行しました。この条例では、子どもの尊厳を守り健やかな成長を支えるため、社会全体で認識を共有するための基本理念や大阪府、保護者、学校などの責務を明らかにし、府の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、令和2（2020）年3月に策定をした「大阪府子ども総合計画後期計画」により、「次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進します。

子どもを虐待から守るために

平成12（2000）年に、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。平成16（2004）年10月の改正では、児童虐待が「著しい人権侵害」であると明記され、「DVの目撃による子どもへの心理的虐待」や「保護者以外の同居人による虐待（ネグレクト）」も定義に加えられるとともに、「予防及び早期発見」、「児童の保護及び自立支援」など、国や自治体の責務がより詳しく定められ、さらに平成19（2007）年5月の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会、通信等の制限の強化を図るための見直しが行われました。

また、平成28（2016）年6月の改正では、しつけを名目とした児童虐待の防止が明記されるとともに、都道府県・市町村のそれぞれの役割・責務の明確化がなされ、令和元（2019）年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない旨が明

記されるとともに、強化を図るべき関係機関間の連携の例示や、児童虐待の早期発見の努力義務の対象者として、学校や教育委員会が明示されました。

大阪府においても、平成23（2011）年2月に「大阪府子どもを虐待から守る条例」を施行しました。この条例は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

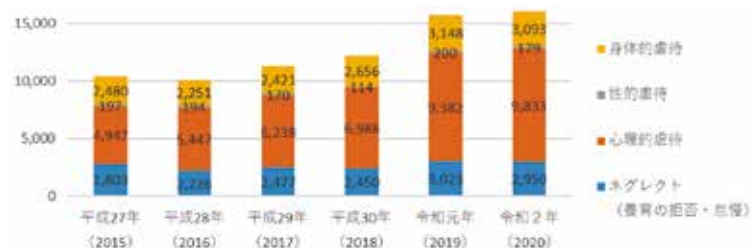
また、深刻な状況にある児童虐待問題に対応するため、子ども家庭センターの体制・機能強化、市町村児童家庭相談体制の充実に向けた支援や地域の連携強化の推進、虐待を発見した場合等の通告の促進やオレンジリボンキャンペーンなどの啓発活動等を行っています。

加えて、令和元（2019）年8月には、知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」を開催し、重大な児童虐待ゼロ宣言を採択するとともに、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応について、オール大阪でより一層取り組んでいます。

社会構造やライフスタイルの変化により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している中、保護者が養育することができない子どもや、虐待を受けた経験のある子どもなどが増加しており、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことが求められています。

平成28（2016）年の改正児童福祉法により子どもが権利の主体であることが明確化されたことを踏まえ、大阪府では、子どもの権利擁護と次世代の育成の観点から、子どもが生まれ育った環境にかかわらず健全に成長できるよう、令和2（2020）年3月に策定した「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」において「子どもが意見を表明しやすい環境づくり」と「権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築」を位置付け、関係機関と連携し取り組むこととしています。

■大阪府における児童虐待対応件数（大阪府子ども家庭センター）



いじめを防止するために

平成23（2011）年10月、滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化しました。こうした中、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25（2013）年9月に施行されました。

大阪府では、この法律を受け、平成26（2014）年4月に「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針は、府、学校の設置者及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。この方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでいます。

また、この法律に基づき、府立学校、教育委員会、知事部局、大阪府警察本部及び大阪法務局の関係課により構成する「大阪府いじめ問題対策関係機関会議」を設置し、「大阪府いじめ防止基本方針」に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行っています。

携帯電話等を利用したいじめ等について、大阪府では、平成20（2008）年に行った「携帯電話利用に関する実態調査」の結果をふまえ、「7つの提言」をまとめました。そして、提言を基に、平成21（2009）年に「携帯・ネットいじめ等への対処方法プログラム」を作成するとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用しています。

平成23（2011）年には再度「実態調査」を実施し、「家族で話し合いをする基本ルール」を示す等、「新たな7つの提言」をまとめました。平成24（2012）年には、スマートフォンに関わる新たな課題や有効な研修のあり方等をまとめた「対処方法プログラム（追加資料）」を作成し、年度ごとに資料の見直し・修正を行っています。さらに、平成27（2015）年には、携帯電話やスマートフォンの危険性についてまとめた「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を作成し、小中学校に周知しています。

また、大阪府教育庁では、登下校中の児童生徒の安全確保のために携帯電話の所持を一部解除する方針を示し、令和元（2019）年には「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインでは、携帯電話の所持に関する保護者の責任とともに、

携帯電話との向き合い方について、学校でも積極的に指導していくことを明記し、具体的な指導例を示しています。

加えて、令和元（2019）年6月には、いじめに対して学校が組織的に対応できるよう「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、日頃よりいじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職や教職員の理解が深まるよう活用を促しています。

	H30年度	R01年度	R02年度
小学校	30,855	37,145	38,783
中学校	4,212	5,632	5,525

■学校におけるいじめの府内認知件数（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

	H30年度		R01年度		R02年度	
	府内	全国公立	府内	全国公立	府内	全国公立
小学校	91.1%	84.7%	88.9%	91.1%	84.7%	88.9%
中学校	80.1%	82.8%	76.0%	80.1%	82.8%	76.0%

■いじめの解消率（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

子どもを性犯罪から守るために

大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪に遭わない、加害者を生み出さない社会の実現をめざし、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を平成24（2012）年10月に施行しました。この条例では、子どもに不安を与える行為等を規制しているほか、子どもに対する性犯罪を犯して刑期を満了した人への社会復帰支援を行うことなどが定められています。

学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」

学校において、児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び、体罰、児童・生徒間のいじめ等）が生じた際に、課題の解決や児童の救済を図るためのシステムです。対象校は、府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校です。

詳しくは、リーフレットをご覧ください。

→子どもを守る被害者救済システム

（令和元（2019）年12月改定版）



大阪府 被害者救済システム

検索

〈法務省 子どもの人権110番〉

「いじめ」、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

●電話番号：0120-007-110（全国共通・通話無料）

●受付時間：平日8時30分から17時15分

インターネットでの相談も受け付けています。詳しくは、



子どもの人権110番

検索

子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。大阪府では、平成27（2015）年3月に「大阪府子ども総合計画」を策定し、この事業計画を同法に基づく「子どもの貧困対策計画」に位置付けました。

平成30（2018）年の日本の子どもの貧困率（※）は13.5%となっており、約7人に1人が貧困状況にあります。とりわけ、ひとり親家庭では48.1%と非常に高い水準となっており、対策が急務となっています。令和元（2019）年9月に施行された改正法や同年11月に策定された新大綱においては、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり子どもの貧困対策を総合的に推進することや、支援が届きにくい家庭への配慮等が規定されました。

大阪府では、令和2（2020）年3月に、府域における実態調査の結果等を踏まえ、「子ども総合計画後期事業計画（第二次子どもの貧困対策計画）」を策定し、総合的な子どもの貧困対策を推進しています。

とりわけ、子どもの貧困対策を社会全体で進めるという機運を高めるとともに、善意の受け皿として創設した「子ども輝く未来基金（平成30（2018）年創設）」を活用し、子ども食堂における学習教材の購入支援や、ひとり親家庭の子どもに対する自転車、学習用品、スポーツ用品等の提供などに取り組んでいます。また、市町村における取組を推進するため、「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」により、課題を抱える子どもや保護者を支援につなぐ取組を支援するとともに、「新子育て支援交付金」により、子ども食堂等の子どもの居場所づくりの取組を支援しています。

今後も国や市町村と連携し、子どもの貧困対策を一層推進していきます。

※貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）を下回る人の割合のことをいい、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合をさします。

高齢者は「人生の先輩」です。

高齢者の人権のこと

高齢者の社会参加

年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることはできませんが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。大阪府は、総人口の27.9%が65歳以上（2020年時点 大阪府人口ビジョン策定後の人口動向等の整理（令和元年8月））で、超高齢社会です。

また、超高齢社会が進むのに伴い、認知症の高齢者がさらに増加することが見込まれています。平成29年版高齢社会白書によると、平成24（2012）年は認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）でしたが、令和7（2025）年には約5人に1人になるとの推計もあります。

高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

また、高齢者に対するあらゆる形態の虐待をなくさなければなりません。すべての人が年齢を重ねるごとに充実感を感じ、健康かつ安全な生活を送ることができる、持続可能で適切な支援を提供する必要があります。

このような取組を通じて、活力ある高齢社会を築くことが必要です。

すべての世代のための社会の創造

国連は、昭和57（1982）年に各国の指針である「高齢者問題国際行動計画」を採択し「雇用と所得の保障、健康と栄養、住宅、教育、社会福祉」の領域でとるべき

行動を勧告しました。平成14（2002）年には、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」を採択し、高齢化の課題に対処し「すべての世代のための社会」の創造を推進することを宣言（※）しました。

※平成3（1991）年に「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5項目を示した「高齢者のための国連原則」は、この宣言に引き継がれました。

高齢社会対策基本法など

日本では、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」が施行されました。この法律では、高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であると示されています。

この法律は、政府が推進すべき基本的かつ総合的な指針として「高齢社会対策大綱」の策定を義務付けており、これまで、平成8（1996）年7月、平成24（2012）年3月、平成30（2018）年2月の3度策定されています。

また、平成18（2006）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

大阪府では

平成6（1994）年度より、保健福祉サービスの整備目標を示した「ふれあいおおさか高齢者計画」を定め、施策を計画的・総合的に進めてきました。令和3年度からは、府の介護保険施策の方向性を定める「羅針盤」となる「大阪府高齢者計画2021（令和3年3月策定）」に基づき、団塊世代の全てが75歳以上となる2025年、及び、介護需要がピークを迎える2040年に向け、施策を推進しています。

また、認知症の方ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、実現に向けた基本的な政策目標と施策を明らかにした「大阪府認知症施策推進計画2021（令和3年3月策定）」に基づき、市町村における認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成を支援するキャラバン・メイトの養成等に取り組んでいます。

高齢者虐待の防止については、市町村の高齢者虐待対応力の向上を図るために、市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修を体系的（初任者、現任者、管理職対象）に実施するとともに、支援困難事例に対応する市町村への助言及び弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣、市町村での取組状況等の情報交換の場の設定等、市町村における高齢者虐待防止体制整備への支援を行っています。

養介護施設等での高齢者虐待防止の支援としては、施設職員の高齢者虐待防止への理解の促進、施設内での虐待防止研修の実施促進等を図るため、養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修を実施しています。

また、介護保険施設等における身体拘束ゼロに向けた自主的な体制整備の取り組みを推進するため、各施設の実態に応じたマニュアルを作成するための支援等を行っています。その他、高齢者の尊厳を基本とするより良いケアの提供と技術の向上を目的とした研修会（身体拘束ゼロ推進員養成研修）を実施しています。

養護者（※）・養介護施設従事者等による虐待の相談は…

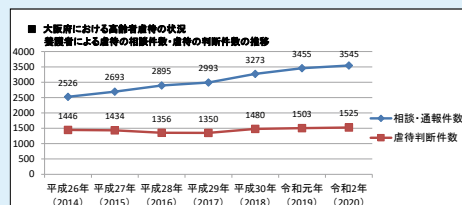
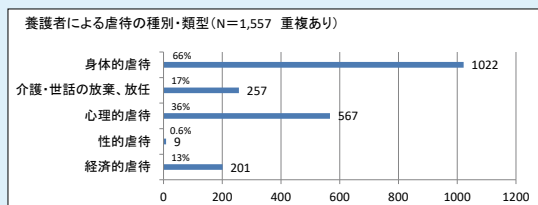
市町村や地域包括支援センターに相談してください。詳しくは府ホームページをご覧ください。

※日常的に高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

大阪府 高齢者虐待防止への取組



大阪府における高齢者虐待の状況



大阪府「令和2年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況」より

高齢者を狙った財産・金銭の搾取

一人暮らしの高齢者や認知症高齢者、障がいや疾病を有する高齢者等の中には、財産や金銭を搾取されるといった権利侵害の事例も見受けられます。

新聞や工事契約の強引な勧誘、請求内容が不明だが、スマートフォンに未納料金があるというメールを送る架空請求等、高齢者を狙った悪質な手口のトラブルが依然として多く発生しています。

令和3年(1月～6月末)の特殊詐欺(※)については、被害総額は約12億2千万円

と、前年同期より約1割増加し、認知件数は655件と、前年同期比で約2割増加しており、極めて厳しい情勢です。

また、令和3年の傾向として、医療費や税金等の還付等の名目で、被害者をATMに誘導し、犯人が管理する口座に送金させて現金をだまし取る「還付金詐欺」が急増しています。

大阪府消費生活センターでは、「消費のサポーター」(情報提供ボランティア)によるミニ講座の実施や生活情報「くらしす

と」、府政だより等を通じて、被害を未然に防止するためのさまざまな情報を提供しています。また、高齢者の被害の未然防止には、周囲の人々の見守りが不可欠であるため、福祉部との連携により、福祉関係従事者への見守りの視点の啓発を行うとともに、府内のコンビニエンスストアやスーパーマーケット等に店主・従業員向けの高齢者見守りハンドブックや啓発ポスターの配布を行っています。

■ 被害者の年齢・性別構成 (令和3年) ※1月～6月末

性 別	特殊詐欺全体		還付金詐欺		預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗	
	男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)
全 体	25.0	75.0	26.0	74.0	15.3	84.7
～29歳	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
30～39歳	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
40～49歳	0.9	0.8	0.0	0.3	0.0	0.5
50～59歳	0.8	2.1	0.0	0.3	0.5	0.0
60～69歳	2.9	13.9	2.6	25.7	0.0	1.8
70歳～	19.8	57.1	23.2	47.6	14.9	82.4

※各欄それぞれを四捨五入しているため、各欄の数値の合計が100%にならない場合がある。
 <大阪府警察統計データに基づく>

※特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称であり、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の10類型があります。

【還付金詐欺】

医療費、税金等の還付等の名目で、被害者をATMへ誘導して操作させ、被害者の口座から被疑者が管理する口座に送金させるなどして、現金をだまし取る手口。

★ 大阪府警察からのお願い ★

役所等を名乗る電話の詐欺が多発し、警戒中です。

電話の相手から、
「医療費等の返金(還付金)がある」
「ATMの操作を教える」
 等と言われていませんか？

ちよつと待って!!

それは、詐欺です!!

被害防止のため、携帯電話で通話しながらATMを操作されている方にお声をかけて頂いています。ご協力をよろしくお願いします。
 大阪府警察

こんな電話は詐欺!! 役所を名乗る還付金詐欺とは...

自宅の電話に、役所などを名乗り、「保険料、医療費の返金(還付金)を返金します」「今日中ならATMで手続きができます」などと言ってきて集らせ、その後、金融機関を名乗り、「ATMに行ってください」「機械の操作を教えますので、電話してください」などと言って誘導し、犯人の口座へお金を振り込ませます。

ATMで保険料や医療費は受け取れません。

他にも、警察、金融機関、百貨店などを名乗って、「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えてください」などと言って、キャッシュカードをだまし取る手口などがあります。

在宅時も留守番電話にしておく
 自動録音などの防犯機能が付いた電話にする
 などの固定電話対策を実施して、知らない電話に出ないようにしましょう。

こころのバリア、ありませんか？

障がい者の人権のこと

※大阪府では、マイナスのイメージがある「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。（法令等の例規文書や固有名詞等を除く）

バリアフリー

身近なところで障がいのある人もない人も当たり前に暮らす……そのためになくてはならないことが「バリアフリー」です。「バリアフリー」とは、行動や人間関係をさまたげるバリア（壁）をなくしていくことです。

平成18（2006）年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、これまで別々の法律で行われてきた特別特定建築物（※）についての移動等円滑化基準への適合義務及び旅客施設等に関するバリアフリー対策が一体的に整備されるようになり、対象者や対象施設も拡大されました。

平成21（2009）年10月には、「大阪府福祉のまちづくり条例」（府条例）をバリアフリー法に基づく委任条例（第3章）とする内容に改正・施行しました。その後、平成28（2016）年4月には、条例の理念や趣旨を府民等に理解いただくとともに、条例に規定する基準や配慮すべき事項を分かりやすく示すため、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定・公表しました。

その後、バリアフリー法の改正や国の「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」が策定されたことに加え、府条例を改正し、ホテル又は旅館に係る基準を強化したことなどを考慮し、同ガイドラインの充実を図るため、令和2（2020）年3月に改訂しました。

また、解消しなければならないバリアの一つに、一人ひとりのこころのバリアがあります。障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題、社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦（いわゆる施設コンフリクト）が発生するなどの問題もあります。

一人ひとりが、こころのバリアをなくしていくことが必要です。

※ 特別特定建築物

病院、診療所や物販店等、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（バリアフリー法第2条第19号、同法施行令第5条）

障がい者の完全参加と平等のために

平成18（2006）年12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等、国内法を整備し、平成26（2014）年1月に条約を締結しました。

一方、国内では平成5（1993）年に、すべての障がい者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成16（2004）年には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

平成23（2011）年には、基本理念に「共生社会の実現」が掲げられたほか、障がい者を本人の障がいのみでとらえるのではなく、社会的障壁（障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）という社会との関係性によってとらえることや、社会的障壁の除去について、負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

また、平成24（2012）年10月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

さらに、平成25（2013）年4月に施行された、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい福祉サービスの充実が進められています。

平成25（2013）年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28（2016）年4月に施

行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。

その後、令和3（2021）年6月に改正法が公布され、この改正法の施行により、これまでは努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。なお、改正法の施行は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

大阪府では

令和3（2021）年3月に「第5次大阪府障がい者計画」を策定し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障がい者の地域での自立と社会参加の実現をめざし、様々な施策に取り組んでいます。その一つとして、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、障がい者等の雇用促進に取り組んでいます。条例では、「障害者等の雇用の促進等と就労の支援は、障害者等が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として行わなければならない」という基本理念や、府、事業主、事業主団体及び府民が果たすべき責務や府の基本的施策を定めるとともに、契約の締結や補助金の交付等府と関係がある事業主に法定雇用率の達成を求める等、事業主の障がい者雇用に向けた取組を誘導・支援しています。

また、「施策の谷間」の1つとされた発達障がいについては、「第5次大阪府障がい者計画」において「専門性の高い分野」の一つとして位置づけるとともに、「大阪府 新・発達障がい児者支援プラン」の後継となる内容を当該計画に位置付けることで、障がい特性の理解に基づいた重層的な支援体制の構築をすすめています。

差別解消に向けた取組み

大阪府では平成27（2015）年3月に策定した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和3（2021）年3月改訂）」等による啓発活動と、平成28（2016）年4月に施行した大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

この条例に基づき、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事案が対象）の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応しています。また、知事の附属機関として大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の取組みの推進を図っています。

なお、条例は令和3（2021）年4月に一部改正し、これまでは法律によって努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を法的義務としました。

加えて、市町村や障がい者団体などと連携して、障がい及び障がいのある人に対する府民の理解を深める取組みを行っています。

障がい者虐待に対する取組み

平成24（2012）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、全市町村で障がい者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、障がい者虐待の早期発見・対応を担う障がい者虐待防止センターの設置等、体制整備が進められました。

府内における令和元年度の障がい者虐待事案に関する相談・通報・届出受理件数は、養護者によるものが1,241件（うち虐待認定件数188件）、障がい者福祉施設従事者等によるものが309件（うち虐待認定件数76件）、使用者によるものが58件でした。

大阪府では、使用者による虐待の通報への対応や市町村及び関係機関との連絡調整等の後方支援を担う「大阪府障がい者権利擁護センター」を福祉部障がい福祉室に設置しています。そして、市町村が障がい者虐待に適切に対応できるように、障がい者虐待対応マニュアルの普及の促進や研修を実施しています。さらに、市町村が対応に迷うような障がい者虐待事案に対し、弁護

士や社会福祉士等を派遣し専門家の助言などを得られるよう支援を行っています。また、障がい者福祉施設従事者等による虐待防止の体制づくりを図るため、事業所等職員向け虐待防止研修を通じ、障がい者虐待について理解を深め、効果的な虐待防止策を講じることができるよう支援しています。

障がい者に関するマーク



大阪ふれあいキャンペーン実行委員会発行「大阪ふれあいおがみ」より

養護者（※）・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待の相談は…

市町村の障がい者虐待防止センターに相談してください。

詳細は府ホームページをご覧ください。

※障がい者の介護、世話をする家族、親族、同居人など



大阪府 障がい者虐待防止のための取り組み

検索

障がいを理由とする差別に関する相談は…

市町村の相談窓口（障がい福祉担当課等）に相談してください。

詳細は府ホームページをご覧ください。



大阪府 市町村の相談窓口と府の広域支援相談員の連絡先

検索

旧優生保護法について

昭和23（1948）年に制定された旧優生保護法は、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていました。この法律に基づき、多くの方々が、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に、平成8（1996）年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。

このことに対する反省から、平成31（2019）年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が支給されることとなりました。また、法律の成立を受けて、「真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げます」との首相談話が公表されました。

大阪府では、一時金請求や相談を受け付ける専用窓口を設置し、対象となる方のプライバシーに配慮しつつ支援するとともに、市町村・保健所・医療機関・福祉団体等を通じたリーフレット等の配布や広報紙及びホームページへの掲載等により、制度や相談窓口の周知を行っています。

大阪府 旧優生保護法

検索



差別意識の解消が必要です

同和問題のこと

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

大阪府では

昭和40（1965）年に出された国の同和对策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が昭和44（1969）年から平成14（2002）年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されました。

財政上の特別措置としての同和对策事業は平成14（2002）年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況であり、総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発を行っているところです。

平成28（2016）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取組みを推進しています。

差別につながる調査の規制

本人の能力や資質とは全く関係なく、結婚や就職などの人生の大切な時期に、同和地区出身という理由だけで差別を受けるとしたら…。部落差別は、差別された人たちに耐えがたい苦痛を与え、人を愛する喜びや働く喜びを奪う許されない行為です。

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（昭和60（1985）年制定、平成23（2011）年一部改正）」により、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や土地に関する調査を規制しています。

この条例は、部落差別事象の発生を防止することによって、府民の基本的人権を擁護することを目的としており、興信所・探偵社業者に対し、特定の個人の居住地が同和地区にあるかないかの調査をしないこと等を義務付けています。

また、土地の取引に関連して、土地調査等を行う者に対して、調査対象の土地が同和地区にあるかないかの調査をしないこと等を義務付けています。

平成23（2011）年11月に、偽造した職務上請求書を利用するなどして戸籍謄本等を不正に取得する全国的な事件が発覚し、事件に関与した探偵社業者や法務事務所関係者等が逮捕される事態となりました。

また、この事件に関わって大阪府内でも多数の戸籍謄本等が不正取得されていたことが判明しています。

こうした不正請求を防止するため、府内市町村において、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、希望する本人に交付したことを知らせる本人通知制度が導入されています。（詳細は30ページをご覧ください）

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の解説動画をYouTubeでご覧いただけます。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=yzF5QVgYmuA>



えせ同和行為の排除

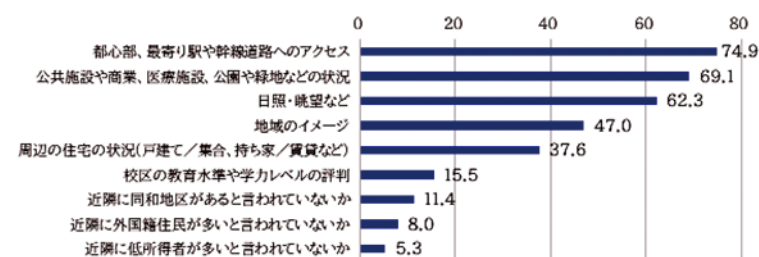
同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものの一つに、いわゆるえせ同和行為があります。

えせ同和行為とは、同和問題を口実として高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を指します。えせ同和行為は、府民に同和問題について誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための教育や啓発の効果を覆すことにもなりかねません。

えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対してき然とした態度で臨むことが重要です。また、窓口担当者に対応を任せきりにするのではなく、組織全体の問題として対応することも大切です。具体的な要求を受けたときは、法務局、警察、弁護士会などに相談してください。

**大阪府えせ同和行為対策関係機関
連絡会（大阪法務局人権擁護部内）**
Tel：06-6942-9492

■質問：家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件



「人権問題に関する府民意識調査（令和2年度）」より

啓発ポスター



「多文化共生」の時代です 外国人の人権のこと

外国人を取り巻く状況

国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。

大阪府には、165か国・地域、約25万4千人の外国人が暮らしており、府民の35人に1人が外国人という計算になります（令和2（2020）年12月31日現在）。

このように、多くの外国人が暮らしている中で、その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から、差別落書きのほか、外国人であることを理由にした入居等の拒否といった差別的な対応が起こったり、賃金や労働時間が日本人と異なるなど、就労において不利益な扱いを受けたりする事例もあります。また、日本語での会話やコミュニケーションがうまくいかなかったり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

このほか、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人の高齢者、障がい者の

年金問題や、福祉サービスについても、言葉や食事、生活習慣の違いから利用が難しい状況が見られます。

このため、多言語による情報提供や日本語学習の機会の確保など円滑なコミュニケーションのための取組みに加え、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。

戦後、さまざまな事情により多くの人が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人

であるとされたのです。

現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名（通名）で生活する人もいます。

大阪府では

平成14（2002）年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」（※）を定めて、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めています。

※大阪府在日外国人施策に関する指針（基本方向）

- ・人権尊重意識の高揚と啓発の充実
- ・暮らし情報の提供と相談機能の充実
- ・安心のための医療・健康・福祉サービス体制の充実
- ・国際理解教育・在日外国人教育の充実
- ・府政への参画推進

大阪府の国籍・地域別在留外国人数

	平成28(2016)年 12月	平成29(2017)年 12月	平成30(2018)年 12月	令和元(2019)年 12月	令和2(2020)年 12月
韓国・朝鮮	109,322	107,090	105,184	102,822	98,748
中国	56,217	60,024	63,315	68,617	67,229
ベトナム	14,260	19,789	25,641	34,603	39,184
フィリピン	7,331	7,895	8,471	9,319	9,390
台湾	5,951	6,620	7,058	7,594	6,285

法務省「在留外国人統計」を基に作成

ヘイトスピーチゆるさへん!

～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の制定～

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることとなり、許されないものです。

平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、ヘイトスピーチをなくし、すべての人が相互に人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざし、令和元（2019）年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。

大阪府は、ヘイトスピーチの解消に向けて、さらなる啓発に取り組んでいきます。府民、事業者の皆様も、この条例をきっかけにして、ヘイトスピーチの解消の必要性についてご理解を深めていただくとともに、ヘイトスピーチを許さない、互いの人権を尊重し合う社会をともに築いていきましょう。



法務省 外国人のための人権相談

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

相談は10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。

○外国人のための人権相談所（法務局における面談による相談です。平日9時～17時）

○外国語人権相談ダイヤル：0570-090911（全国共通・平日9時～17時）

○外国語インターネット人権相談受付窓口

※詳しくは、

外国人のための人権相談

検索



必要なのは、正しく知ること

HIV陽性者の人権のこと

HIV感染症／エイズとは

HIVというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍等が引き起こされます。この状態をエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と呼び、昭和56（1981）年にアメリカで最初の症例が報告され、その後急速に世界に広がりました。

現在は、治療の進歩等により、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能となりました。「エイズ＝死」のイメージは過去のもので、今では慢性疾患の一つと位置付けられており、生命予後も飛躍的に伸びています。

世界のHIV陽性者は、約3,800万人（令和2（2020）年末現在）です。日本のHIV陽性者は累計で32,480人、うち大阪府は3,804人（令和2（2020）年末現在）と報告されています。

（参考：API-Netエイズ予防情報ネット、感染症発生動向システム）

HIV陽性者に対する差別

HIV感染症に対する誤った知識や偏見から、感染を理由とした就職拒否や介護・福祉サービス提供拒否などの人権侵害が起こっています。

HIVは、陽性者と一緒にいるだけで、また日常生活の中では感染することはありません。主な感染経路は性行為で、誰もが感染する可能性があります、コンドームを

使用するなど正しい知識を持って行動することで、感染を防ぐことが可能です。

また、HIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能です。

一人ひとりが正しい知識を持ち、HIV陽性者が安心して学び、働き、生活できる社会を築くことが必要です。

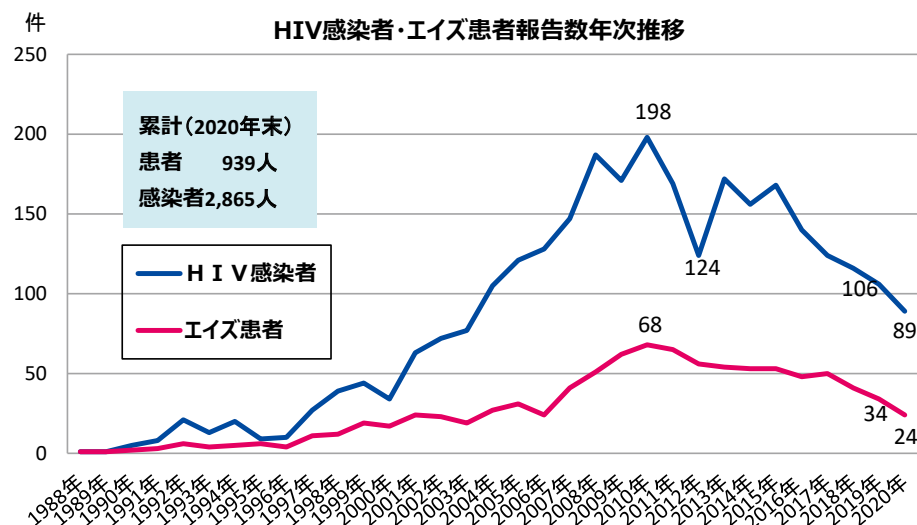
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成10（1998）年には、後天性免疫不全症候群（エイズ）等感染者の人権に配慮した施策の推進を基本理念とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されています。

大阪府では

HIV・エイズに関する研修会の開催や啓発冊子を作成・配布するなど、正しい知識を伝えることにより、感染予防及び陽性者への配慮についての普及・啓発に努めています。

■ 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の現状



こんなことでは感染しません

- 握手をしたり身体にふれる
- 空気・水
- せき・くしゃみ
- 食器や箸を共有する
- 吊り革、手すり
- 公衆浴場・トイレ
- プール・シャワー
- 理容・美容 など日常生活

レッドリボン普及運動



レッドリボンはエイズを正しく理解し、偏見や差別を持っていないという自己メッセージを表現するもので、今、世界的な広がりを見せています。

大阪府では、エイズ啓発運動の一環として、広くレッドリボンの普及運動を推進しています。

あなたもご協力ください。

ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえて

ハンセン病回復者やその家族の人権のこと

ハンセン病とは

感染者が差別を受けてきた病気の一つにハンセン病があります。

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、優れた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

法律による強制隔離

明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、それに加えて必要以上に感染症であることが強調され、社会に広まりました。

そして、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられてしまいました。こうして、法律による強制的な隔離政策が明治40(1907)年法律第11号「癩予防ニ関スル件」が制定されてから、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまでの間進められ、そのことが社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

ハンセン病療養所の現状

令和3(2021)年5月1日現在、全国の療養所(国立13、私立1)に1,004人(うち大阪府出身者39人)が生活されています。これらの療養所では、入所者の高齢化が進み、平均年齢は86歳を超えています。療養所と社会の交流は徐々に進み、地域社会へ復帰した人もわずかながらいます。し

かし、過去にあった宿泊拒否に見られるように、病気に対する根強い誤解や無理解が入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境をわたしたちみんなで早く整え、二度とこうした間違いが起こらないようにしていくことが必要です。

また、入所者自身が高齢で身寄りがいないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況もあります。

ハンセン病問題の解決の促進に向けて

強制的な隔離政策で人権侵害されたとして、ハンセン病療養所の入所者らが起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13(2001)年に原告の主張をほぼ認めた判決が出されました。そして同年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、その名誉回復等を国が行うこととされましたが、今なお偏見や差別が社会に根強く残っています。また、親族との断絶や断種、堕胎を強要されたことによって入所者の多くは身寄りがなく、また、後遺症等による身体障がいや高齢等により、療養所での生活を余儀なくされた方もいます。

このような状況の中、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していること

を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されるとともに、ハンセン病回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を計画的に講ずることについて、国や地方公共団体の責務のほか、国立の療養所での十分な医療体制の確保や在園保障等が明記されています。

また、強制的な隔離政策によって家族も差別を受けたとして、ハンセン病療養所の入所者家族らが起こしていた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」で、令和元(2019)年に国の責任と賠償を認めた判決が出され、11月22日には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。

国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」としています。

大阪府では

啓発冊子の作成・配布、講演会の開催、看護学生及び高校生とハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会の実施などにより、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、ハンセン病回復者の社会復帰や地域社会での生活等を支援するコーディネーターを設置するなど、ハンセン病回復者が安心して生活するための環境整備に努めています。



みんなで考えていかないと...

特別な病気ではありません

こころの病に関すること

こころの病とは

「こころの病」と言っても、種類も症状もさまざまで、原因が分かっていないものも多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

誰でもかかりうる病気です

こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で419万人（平成29（2017）年厚生労働省患者調査）です。また、生涯を通じて5人に1人がかかるとも言われています。

しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの慣習や風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、また、このため生きづらさや生活のしづらさに苦しんでいる人たちがいます。

こころの病は誰でもかかりうる病気であ

り、こうした先入観や偏見にとらわれないことが大切です。

大阪府では

精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、さまざまな取り組みを行っています。

また、保健所やこころの健康総合センターにおいては、精神保健福祉相談をはじめ、啓発や研修などに取り組んでいます。

■ 主なこころの病とその症状

統合失調症

こころや考えがまとまりづらくなってしまう病気です。幻覚や妄想などの陽性症状と意欲の低下、感情表現が少なくなるなどの陰性症状があります。まわりの人には聞こえない声が聞こえたり、話がまとまらなくなったりします。

うつ病

眠れない、食欲がない、一日中落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性があります。ものの見方が否定的になり、自分はダメな人間だと感じてしまうことがあります。

躁うつ病

（双極性障害）

ハイテンションで活動的な躁状態と、憂うつで無気力なうつ状態を繰り返します。

パニック障害

突然理由もなく不安になり、動悸やめまい、発汗、窒息感、吐き気、手足の震えといった発作を起こし、そのために生活に支障が出ている状態です。

依存症

大麻、シンナー、覚せい剤などの薬物、アルコールなどの使用を自分ではコントロールできなくなり、日常生活に支障を来す病気です。ギャンブル等や買い物、インターネットやゲームなどへの依存もあります。

PTSD

（心的外傷後ストレス障害）

災害や事故、事件など、個人で対処できないような、突然の衝撃的なできごとの影響で、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、眠れないなどの症状が出てきます。このような状態が何か月も続くときにはPTSDの可能性があります。

認知症

脳の機能が低下し、記憶や思考への影響がみられる病気です。アルツハイマー型認知症、血管性認知症などがあります。

ストレスとは？

ストレスとはもともと「歪み」という意味。
過剰なストレッサー（ストレスの原因）はこころと身体を歪ませ、
ストレス反応を起こします。これがストレスです。

ストレッサー（ストレスの原因）

会社の倒産・
近親者の死・
昇進・妊娠・夫婦の問題・
事故・災害など

人 間

こころ

からだ

ストレス反応

不眠・イライラ・怒り・うつ・
意欲の低下など

胃痛・肩こり・頭痛・動悸・
血圧上昇・免疫機能の低下など

それだけでも苦痛なのに…

犯罪被害者や家族の人権のこと

犯罪被害者や家族の負担

犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、その後には生じるさまざまな問題（二次被害）に苦しんでいます。

犯罪被害者や家族は、こうしたさまざまな問題に苦しめられているにもかかわらず、社会の無理解などから、被害を受けた原因の一端が被害者自身にあるかのように誤解され孤立するなど、これまで十分な支援を受けられずにいました。

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれ、被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、わたしたち一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えていくことが必要です。そして、犯罪被害者や家族が安心して暮らせるよう、社会全体で支えていくことが求められています。

犯罪被害者等基本法

一犯罪被害者等の権利擁護のために一

犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、平成17(2005)年4月、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

この法律は、基本理念の一つとして、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定し、被害者の権利を明文化しました。

同年12月には、国が講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。（※）この計画において「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）を設定し、平成18（2006）年度から毎年度、国、地方公共団体、民間団体等が、犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。

（※）平成28(2016)年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」が、令和3（2021）年3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

大阪府では

これまで、平成18（2006）年12月に犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくための基本的な考え方を明らかにした「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」（令和2（2020）年1月改定）

を策定し、この指針に基づき、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合う、誰もが安心して暮らすことができる大阪の実現をめざして、「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援」「犯罪被害者等を支える社会づくり」を柱として、施策の推進に努めてきました。

さらに、平成31（2019）年4月には、犯罪被害者支援の一層の充実を図るため、「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定し、被害者支援の理念や方向性、各主体の責務を明確にし、府民理解の増進を図るとともに、「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」を設置し、府、府警察、市町村、民間団体が一体となって支援計画を作成するなど総合的な支援を実施しています。

また、府警察においては、犯罪による精神的な被害の軽減を図るため、「被害者カウンセリング制度」を設け、性犯罪等の被害者や、殺人事件の遺族に対し、要望に応じ、専門家によるカウンセリングを行っています。また、殺人、強盗致死傷、性犯罪等の重大な犯罪の被害者や遺族に対し、「被害者連絡制度」により、捜査の状況等情報の提供を行っています。さらに、被害者等への支援活動を推進するため、府、府警察、関係機関・団体が構成する「大阪府被害者支援会議」を設置し、総合的な被害者支援を推進しています。

身近な人が被害に遭ったら ～あなたにもできること～

被害に遭った直後は、多くの人が、気持ちが動転していて、何をすればよいのか、判断できない状態にあります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが、大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい被害者等もおられます。あなたにできることを探してみてください。



事件についての相談相手



根掘り葉掘り詮索しない

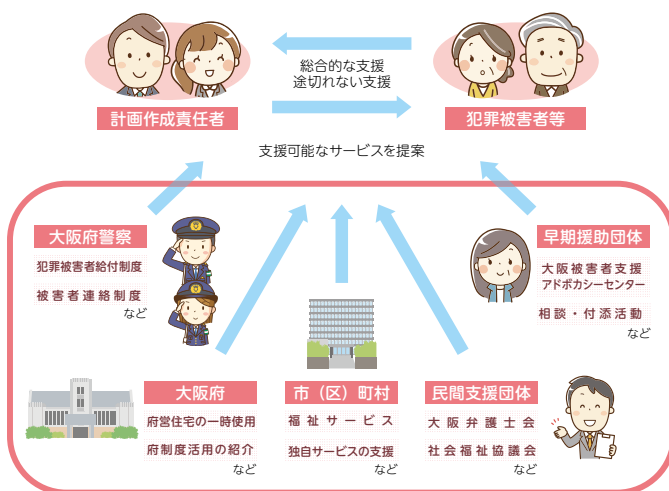


生活全般（買物など）の手伝い



無責任なうわさ話・プライバシーの侵害をしない

▼ オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）



プライバシーを守るために 個人情報保護のこと

個人情報について

個人情報(※)は、わたしたちが日常生活や事業活動などを営んでいく上で、その利用が必要不可欠なものです。一方、その内容に誤りがあったり、本人に無断で収集や提供がなされた場合、プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害するおそれがあります。

平成15(2003)年に制定された「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)では、国・地方公共団体の責務や個人情報取扱事業者の義務等を定めており、この法律に基づき、国・地方公共団体は自らが保有する個人情報の保護に関する法律や条例を定め、また、個人情報保護委員会等では個人情報取扱事業者が守るべきガイドラインを定めています。

平成27(2015)年9月には、個人情報保護委員会の新設や個人情報の定義の明確化、取り扱う個人情報数が5,000以下の事業者を規制対象外とする制度の廃止等を柱とする改正個人情報保護法が成立し、平成29(2017)年5月に全面施行されました。

(※)住所、氏名、年齢、職業、学歴、所得、資格、家族構成、趣味など、実に様々なものが「個人情報」に該当します。氏名等、それ自体が特定の個人と直接結びつく情報はもちろん、それだけでは誰のものか分からない情報であっても、他の情報と組み合わせることによって特定の個人の情報と分かるものも「個人情報」に含まれます。

大阪府では

個人情報を安全かつ適正に取り扱うためのルールとして、「大阪府個人情報保護条例」を平成8(1996)年から施行しています。この条例では、府の実施機関(※)が保有する個人情報について、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権、是正の申出権を保障しています。

(※)知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

本人通知制度について

住民票の写しや戸籍謄本等を第三者が取得した場合に、事前登録した本人に交付事実を通知する「本人通知制度」が府内全市町村で導入されています。

この制度は、委任状の偽造などによる住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明の一助になります。また、本人に交付した事実を通知することで不正取得が発覚する可能性が高まるため、不正請求及び不正取得自体を抑止する効果も期待されます。

大阪府個人情報保護条例について

〇責務

わたしたち一人ひとは…

責務

- 個人情報の保護の重要性を認識し、自らの情報を適切に管理し、他人の権利利益を侵害することのないよう務めなければなりません。

事業者は…

責務

- 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱い、府の施策に協力しなければなりません。

大阪府は…

責務・義務

- 個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、実施しなければなりません。
- 府民からの請求などに対応しなければなりません。
- 事業者に対し、指導・助言を行います。職員も職務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

〇わたしたち一人ひとりの権利

自らの情報に関する権利が保障されます。

自分に関する情報が見たいとき — 開示請求権 —

- 誰でも、府の実施機関(※)が現に保有する自分に関する情報の開示を請求することができます。

自分に関する情報を利用停止してほしいとき — 利用停止請求権 —

- 誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報について、条例の定める収集や利用・提供の制限等に違反して利用・提供していると思うときには、その個人情報の利用停止を請求できます。

自分に関する情報に誤りがあるとき — 訂正請求権 —

- 誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報が事実と違う場合には、その個人情報の訂正を請求することができます。

自分に関する情報の取扱いを是正してほしいとき — 是正の申出権 —

- 府の実施機関が自分に関する情報を不適切に取り扱っていると思うときは、その取扱いの是正を申し出ることができます。

(※)知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

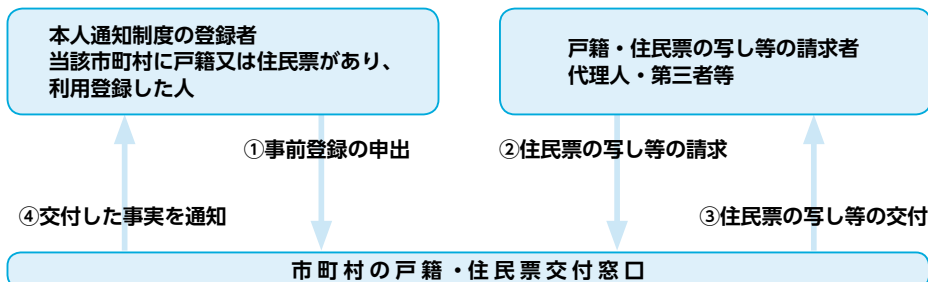
災害時に備えた避難行動要支援者名簿と個人情報保護

災害対策基本法において、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者(※)名簿の作成が市町村長に義務付けられています。市町村は、本人の同意をもとに、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者(民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)に提供し、災害時に備えて迅速・確実な情報伝達や安否確認、避難誘導等の体制を整えることとなっています。

名簿情報を提供する際は、市町村の地域防災計画に定めるところにより、相手方に対して、個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることなど、避難行動要支援者等の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

(※)災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。

本人通知制度の主な流れ



心ない書き込みで傷ついている人がいます

インターネットによる人権侵害のこと

インターネットの普及とその弊害

総務省の令和3(2021)年版「情報通信白書」によると、令和2(2020)年の国内のインターネット利用率は、83.4%です。また、端末別の利用率では、昨年に引き続きスマートフォン(68.3%)が最も高く、パソコン(50.4%)を上回りました。

インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、必要不可欠なインフラとなっています。また、近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の普及など、さらに身近になっています。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為や個人情報の暴露などのプライバシーを侵害する行為など、人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっています。

法律の制定等の動き

いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、さまざまな所に拡散してしまう可能性があり、完全に削除することが困難なことから、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報については、法的な対応(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法))や業界の自主規制(インターネット接続サービス等に係る事業者の

対応に関するガイドライン等)による対策が講じられており、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)も制定されました。

また、プロバイダ責任制限法第4条では、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう発信者情報の開示請求権を規定していますが、開示が認められるための裁判手続きに多くの時間とコストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっています。そこで、発信者の特定を容易にするため、令和2(2020)年8月に「プロバイダ責任制限法第四条第一項の発信者情報を定める省令」の一部が改正され、プロバイダ等が保有する発信者情報の開示の対象に氏名や住所などに加えて電話番号が追加されました。令和3(2021)年4月には、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続)を創設するなどの制度的見直しを行うプロバイダ責任制限法の一部を改正する法律が成立しました。

さらに、誹謗中傷対策を強化するため、侮辱罪の法定刑を見直し、懲役刑を導入することが検討されています。

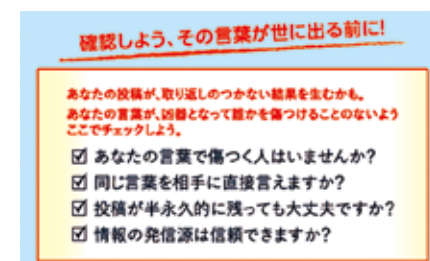
大阪府では

情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が大切であるとともに、利用者も

さまざまな情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めることが求められています。そのため大阪府では、ホームページやリーフレットを活用し、インターネットやSNSの利用者が、加害者にも被害者にもならないよう啓発に努めるとともに、被害者への支援を図るため、相談体制の充実に取り組んでいます。

また、インターネット上の人権侵害事象への対応については、表現の自由の制限にもつながるものであり、全国的な対応が必要であることから、強力な法的措置等を含めた対策を講じるよう、国に要望しています。

啓発リーフレット



ネット犯罪から子どもを守る

インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。近年、SNS等を悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪の発生が目立っています。子どもがインターネットを安全・適切に利用するには、利用目的を明確にした上で保護者と子どもが話し合い、利用のルールをつくることやフィルタリングサービスへ加入することなどが大切です。

情報提供のお願い

大阪府では、インターネット上の差別書き込みの実態を把握し、国に適切な対応を要望する際の基礎資料とするため、ホームページに情報提供窓口を設け、広く情報提供をお願いしています。

インターネット上で人権侵害に遭ったとき

インターネット上に、特定個人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報(以下「権利侵害情報」といいます。)が掲載された場合、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、プロバイダやサーバの管理者・運営者に対して、権利侵害情報を掲載している者の名前、メールアドレス、住所等の情報の開示請求や権利侵害情報の削除依頼をすることができます。

開示請求等の具体的な方法については、違法・有害情報相談センター(※)にご相談ください。

また、法務局の人権相談では、人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言を行うなど、被害者自らが被害の回復を図るための手助けも行っています。この手助けをしても自ら削除依頼を行うことが困難な場合やプロバイダ等が削除依頼に応じない場合などには、法務局がプロバイダ等へ削除の要請を行う場合もありますので、最寄りの法務局にご相談ください。(法務局への相談は、38ページの「国(法務省)の人権相談窓口」をご覧ください。)

※総務省の委託を受けて、インターネット上の違法・有害情報への対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口。
ホームページ <https://ihaho.jp/>

大阪府 インターネット 人権

検索



拉致被害者の一日も早い帰国を願って

北朝鮮による拉致問題のこと

北朝鮮による拉致問題とは

平成14（2002）年9月、平壤で行われた日朝首脳会談で北朝鮮側が長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束してから20年近くが、また、政府が確認している最初の拉致被害が発生してから既に40年以上が経過しました。

政府認定の拉致被害者17名の中には、失踪当時（昭和55（1980）年6月）大阪市内の飲食店で勤務していた原教晃（はらただあき）さんも含まれており、大阪に暮らす私たちにとっても切実な問題です。

政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求しています。そして、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くすとしています。

また、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18（2006）年

6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行され、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められました。

国際社会においても、国連総会本会議で、外国人拉致問題への深刻な懸念と早急な解決等を求める「北朝鮮人権状況決議」が平成17（2005）年以降毎年採択されています。

なお、拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民には何の責任もありません。拉致問題について考える際には外国人の人権への配慮が必要です。

大阪府では

拉致問題の解決のためには、政府の外交をはじめとするさまざまな取組はもとより、私たち一人ひとりが関心と認識を深め、「決して許さない」「必ず取り戻す」との世論を高めていくことが必要です。

このため、平成29（2017）年2月には、拉致被害者の方々に向けて、大阪府知事と大阪市長が北朝鮮向けラジオ放送「しおか

ぜ」に励ましのメッセージを発信しました。

また「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、啓発キャンペーンや啓発パネル展示などを開催しています。さらに政府拉致対策本部等と連携し、アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会や啓発舞台劇の上演、拉致被害者家族をお迎えした集会も開催しています。

拉致被害者の皆様の一刻も早い帰国を目指して、引き続き政府を強力に後押しする取組を進めます。

■ アニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」上映会のチラシ



■ 大阪府が作成した啓発チラシ



政府認定の拉致被害者17名

昭和52（1977）年拉致

久米 裕さん《当時52歳》

松本 京子さん《当時29歳》横田 めぐみさん《当時13歳》

昭和53（1978）年拉致

田中 実さん《当時28歳》

田口 八重子さん《当時22歳》

地村 保志さん※《当時23歳》

地村（旧姓 濱本）富貴恵さん※《当時23歳》

蓮池 薫さん※《当時20歳》

蓮池（旧姓 奥土）祐木子さん※《当時22歳》

市川 修一さん《当時23歳》

増元 るみ子さん《当時24歳》

曾我 ひとみさん※《当時19歳》

曾我 ミヨシさん《当時46歳》

昭和55（1980）年拉致

石岡 亨さん《当時22歳》

松木 薫さん《当時26歳》

原 教晃さん《当時43歳》

昭和58（1983）年拉致

有本 恵子さん《当時23歳》

※平成14（2002）年10月帰国

このほかにも、いわゆる特定失踪者も含め、拉致の可能性を完全には排除できない人がいます。

詳しくは、特定失踪者問題調査会のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.chosa-kai.jp/>

特定失踪者問題調査会

検索



「取り戻す」ためのシンボル・ブルーリボン

ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は日本と北朝鮮をへだてる「日本海の青」、そして、被害者と家族を結び「青い空」をイメージしています。

「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、青いリボンを着けようという運動がなされています。

■ アニメ「めぐみ」



政府の拉致問題対策本部では、国内外の拉致問題啓発、特に、映像による広報が効果的であると思われる若年層の理解増進をはかるため、アニメ「めぐみ」の映像を積極的に活用しています。

<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/>から無料でダウンロードできます。



性の多様性について知ってください

性的マイノリティの人権のこと

性の三要素

- 「性」には、次の3つの要素があります。
- 生物学的な性（からだの性）：生物学的な体の特徴が男性か女性か
 - 性自認（こころの性）：自分の性をどのように認識しているか
 - 性的指向：恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか

性的指向（Sexual Orientationセクシュアル・オリエンテーション）と性自認（Gender Identity ジェンダー・アイデンティティ）を示す概念として、それぞれの頭文字をとってSOGI（ソジ）と呼称することもあります。

性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

性的マイノリティを取り巻く現状

「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ（少数者）がいます。

性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性的指向に関しては、性的指向を理由とする差別的な取扱いが不当であるという認識は広がっていますが、いまだ「男性が男性を、女性が女性を好きになる」同性愛等に対しては根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。

性自認に関しては、身体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の無理解や偏見の中、社会生活上の支障を来したり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受け苦しんでいる人々がいます。

性のありかたは人それぞれです。大切なのは、その人がどれに当てはまるかを考えるのではなく、何に困っているかを一緒に考える意識や態度を身につけることです。

【性的指向についてのマイノリティ】
Lesbian（レズビアン）同性を好きになる女性
Gay（ゲイ）同性を好きになる男性
Bisexual（バイセクシュアル）異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人
【性自認についてのマイノリティ】
Transgender（トランスジェンダー）からだの性と異なる性を自認する人

各語の頭文字をとって、「LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）」と表現され、性的マイノリティの総称としても使われることがあります。

LGBT以外にも、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人もいます。また、「LGBT」と「そうでない人」というような、はっきりした境界があるわけではありません。

近年、国内で行われた複数の民間の調査結果によると、性的マイノリティは全人口の約3～10%いるといわれています。全人口の10%という約10人に1人の割合です。生きづらさを感じている当事者は、あなたの周りにもいるかもしれません。

社会の動向

平成16（2004）年7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害（※）の人々のうち一定の要件を満たせば、戸籍上の性別記載を変更できるようになりました。平成20（2008）年6月には、「現に子がいないう」という条件が「現に未成年の子がいないう」に緩和されましたが、依然要件を満たせず、性別を変更できない人たちが存在するなど、課題が残っています。

国では、性的マイノリティの人権問題について、関係府省においてさまざまな啓発活動や人権相談が実施されています。平成27（2015）年4月には文部科学省が、学校における性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対する、きめ細やかな対応の実施等を定めた通知を出しています。

※「トランスジェンダー」が性的違和を感じる人々の総称であるのに対し、「性同一性障害」とは、トランスジェンダーの中でも性別違和を解消して希望する性別で生きるために何らかの医療行為を受けたいと望む人などに対して、精神科の医師が診断する疾患名です。診断を受けないトランスジェンダーの人々もたくさん存在します。近年、「性同一性障害」の呼称を「性別違和」、「性別不一致」、「性別不調和」などに改称する動きがあります。

大阪府では

平成29（2017）年3月に庁内方針を策定し、性的マイノリティについての正確な知識の普及のため、職員研修や府民、事業者への啓発を継続的に実施するとともに、人権をはじめ福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野において、当事者や関係者の相談に応じえています。

さらに、性的指向及び性自認の多様性が尊重され全ての人が自分らしく生きることができるとする社会の実現を目指し、令和元（2019）年10月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行しました。

この施策の一環として、お互いを人生のパートナーとする宣誓を行った事実を大阪

府として証明することにより、性的マイノリティ当事者が社会において自分らしく生きることが支援することを目的として、令和2（2020）年1月からパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。

大阪府性的マイノリティ SOGI

検索



性的指向や性自認に関するハラスメント

性的指向及び性自認に関するハラスメントのことを、それぞれの頭文字をとって「SOGI（ソジ）ハラ」ということがあります。具体的には、①偏見に基づく差別的な発言や行動（いじめ、嫌がらせ、暴力）②望まない性別での生活の強要 ③雇用差別、不当な異動や解雇、業務内容の制限など ④アウティング（第三者への暴露）などの行為です。

声を上げられない性的少数者がいないことにされ、特段の対応・対策が取られず、放置されがちです。

SOGIハラをなくすためには、①性的少数者を「いない」ことにしないこと ②全ての人が性の多様性について知る機会を確保されていること ③差別を許さず、多様性を肯定する姿勢を発信することなどが重要です。

平成29（2017）年1月からいわゆるセクハラ指針が改正され、被害を受けた人の性的指向又は性自認にかかわらず、その人に対するセクシュアルハラスメントも指針の対象となる旨が明記されました。

また、労働施策総合推進法の改正により、令和2（2020）年6月より従業員300人以上の事業所において、性的指向・性自認に関するハラスメントやアウティング対策も含めたパワハラ対応が各職場に義務付けられています。（従業員300人以下の民間事業主は令和4（2022）年4月から義務付け）

啓発動画



啓発ポスター



性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する「レインボーフラッグ」上から赤（生命）・橙（癒し）・黄（太陽）・緑（自然）・藍（平穏/調和）・紫（精神）の6色で、性の多様性を表しています。

仕事や働き方で判断していませんか？

職業や雇用をめぐる人権問題のこと

仕事に対する固定的なイメージ

わたしたちの生活は多様な仕事や働き方に支えられています。

しかし、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、マイナスのイメージを持って一方的に判断をしてしまうことがあります。

わたしたちは、一人ひとりの仕事や働き方の違いを理解・尊重し、そこに優劣がないことを認識することが必要です。

雇用分野における均等な機会・待遇の確保

雇用をめぐるのは、本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考など、就職における差別の問題もあります。

国連の専門機関であるILO（国際労働機関）は、昭和33（1958）年に、雇用や職業上の差別待遇を受けない権利の保障を定めた「ILO第111号条約」（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）をつくり、各国に雇用や職業上の機会均等の促進を求めています（日本はまだ批准していません）。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）では、「男女の両方を対象とした性差別」、「間接差別（※）」が禁止されています。また、相談窓口をあらかじめ設置すること等、職場におけるセクシュ

アルハラスメント（後述）対策の措置（事業主が雇用管理上講ずべき措置）を事業主に義務付けています。

また、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）では、通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者等の待遇を差別的に取り扱うことの禁止等を定めています。

（※）性別以外の事由を要件に、一方の性の構成員に他の性の構成員と比較して相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由なく講じること。

大阪府では

国に対し「ILO第111号条約」の批准を求めています。

また、平成11（1999）年に大阪市と連携し、調査業界、経済界、労働界など幅広い関係者からなる「公正採用・調査システム検討会議」を設置し、平成13（2001）年に「公正採用・調査システムの確立に向けての提言」を取りまとめました。この提言は、採用選考は応募者の能力・適性に基づいて行うことやセンシティブ情報（※1）は原則として収集してはならないこと、採用調査は本人同意の下で適法・適正な方法で行うことなどを企業や調査業者に求めています。

さらに、企業において公正な採用選考制度の確立と人権意識を高めるため、国（大阪労働局）と連携して「公正採用選考人権

啓発推進員」の設置を求め、併せて新たに推進員に選任された人を対象とした新任・基礎研修を実施しています（※2）。

この他、労働相談センターでの労働相談において労働問題に関するトラブルの未然防止と解決支援を行うとともに、リーフレットや啓発冊子の作成・配布、セミナーの開催等により労働関係法令の周知普及を進めています。

（※1）国籍、出生地、家族に関すること等、本人に責任のない事項や、思想及び信条、労働組合への加入状況等、本来、自由であるべき事項などを行います。

（※2）詳しくは大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisin-kensyu.html>をご覧ください。



企業の取組

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大するグローバル化が進む中、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）についての考え方が確立しています。これは、企業が社会を構成する一員として、従来からの経済的・法的責任だけでなく、消費者・従業員・地域住民を含む、広く利害関係者すべてに対して責任を負わなければならないという考え方です。社会的責任に関する国際規格（ISO26000）では7つの中核主題の中に「人権」「労働慣行」を挙げており、それに取り組む企業も増えてきています。

労働相談の内容

	30年度 11,163件	令和元年度 10,121件	令和2年度 9,275件
1 労働契約（※1）	1,112 (10.0%)	労働契約（※1） 1,038 (10.3%)	職場の人間関係 967 (10.4%)
2 職場のいじめ	1,067 (9.6%)	解雇・退職勧奨 847 (8.4%)	職場のいじめ 721 (7.8%)
3 退職	982 (8.8%)	職場のいじめ 739 (7.3%)	解雇・退職勧奨 661 (7.1%)
4 職場の人間関係	848 (7.6%)	退職 702 (6.9%)	休業（手当・助成金） 647 (7.0%)
5 解雇・退職勧奨	847 (7.6%)	職場の人間関係 600 (5.9%)	その他（税金等） 642 (6.9%)
6 労働条件—その他（※2）	641 (5.7%)	雇用保険 550 (5.4%)	労働契約 625 (6.7%)
7 有給休暇	494 (4.4%)	社会保険 525 (5.2%)	退職 591 (6.4%)
8 賃金未払	468 (4.2%)	賃金未払 522 (5.2%)	労働条件—その他（※2） 514 (5.5%)
9 社会保険	421 (3.8%)	労働条件—その他（※2） 521 (5.1%)	有給休暇 377 (4.1%)
10 雇用保険	395 (3.5%)	有給休暇 465 (4.6%)	その他の賃金 342 (3.7%)

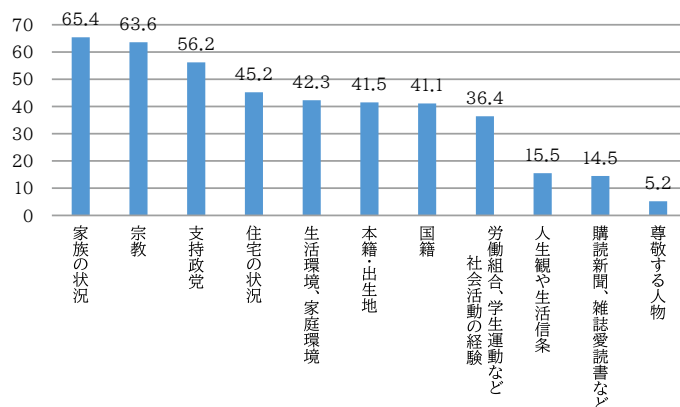
（出典：「令和2年度労働相談報告・事例集」より）

（※1）労働条件の明示、労働契約内容の相違・変更（賃金カット除く）、試用期間、雇止め等（※2）制裁処分、懲戒処分、昇格・昇進、業務上の損害賠償等

令和2（2020）年度に大阪府労働環境課（労働相談センター）が受け付けた労働相談は、9,275件となりました。「セクシュアル・ハラスメント（68件）」が前年度より52件減少、「職場のいじめ（721件）」が同18件減少、「職場の人間関係（967件）」が同367件増加し、これらを合わせた「職場のハラスメント・人間関係」に関する相談は1,756件となり、同297件増加しました。

採用面接における質問で人権上問題があると思うこと

「人権問題に関する府民意識調査（令和2年度）」より



※いずれの質問も「就職差別につながるおそれのある不適切な質問」とされています。（厚生労働省HP「公正な採用選考の基本」より）

ニートの状態にある若者の実態と支援策

ニート (Not in Education, Employment or Training) とは、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15～34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」を指しています。

厚生労働省では、全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人や株式会社に委託し、「地域若者サポートステーション」(愛称: サボステ)を実施しています。サボステでは、働くことに悩みを抱える15歳～49歳までの若者などに対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

大阪府では、平成25(2013)年9月より、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての求職者に対応し、就職活動に関するきめ細かな情報の提供や個別支援を行う「OSAKA しごとフィールド」を設置し、一人ひとりの就活ステージに合わせたサポートにより、一日も早い就職に向けた支援を実施しています。

職場におけるハラスメント

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図とは関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い(いわゆるマタニティハラスメント)等も、重大な問題です。

■セクシュアルハラスメント

性的な嫌がらせのことを言い、男女雇用機会均等法及び厚生労働省の指針では「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と定義され、同性に対するものや、性的指向・性自認に関するものも含まれます。(※33ページ「性的指向や性自認に関するハラスメント」参照)

形態

●対価型セクシュアルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の反応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けること

《典型例》

- ・性的な関係を要求したが拒否されたため、当該労働者を解雇すること
- ・出張中に上司が体に触れたが抵抗されたため、不利益な配置転換を行うこと
- ・営業所内において事業主が日頃から労働者に係る性的な事柄について公然と発言していたが抗議されたため、当該労働者を降格させること など

●環境型セクシュアルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

《典型例》

- ・事務所内において上司が体に度々触れたため、当該労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること
- ・同僚が取引先において労働者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと
- ・労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、当該労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなど

■パワーハラスメント

労働施策総合推進法及び厚生労働省の指針では、「職場における優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)」と定義されています。また、パワハラにより心理的負荷を生じ、うつ病等の精神障がいを発症した場合も、業務上の疾病に該当し得るとされました。

形態

●身体的な攻撃

(例) 暴行・傷害

●精神的な攻撃

(例) 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

●人間関係からの切り離し

(例) 隔離・仲間外し・無視

●過大な要求

(例) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの要求

●過小な要求

(例) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない

●個の侵害

(例) 私的なことに過度に立ち入る

■いわゆるマタニティハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されることです。

形態

●制度等の利用への嫌がらせ型

- ・解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
(例) 産前休業の取得を相談したところ、退職を勧められた
- ・制度等の利用の請求又は制度等の利用を阻害するもの
(例) 育児休業の取得を相談したところ、男性であることを理由に拒否された。
- ・制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの
(例) 所定外労働の制限を請求していることを理由に、仕事をさせてもらえない。

●状態(妊娠した、出産した、つわり等による労働能率の低下等)への嫌がらせ型

- ・解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
- ・妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの
(例) 妊娠を報告したところ、早めの退職を勧められたり、仕事を任せてもらえなくなった。

関心を持ってほしい…

ホームレスの人権のこと

ホームレスの状況

定まった住居を失い、公園や河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスは、減少傾向にありつつも、多数存在しており、令和3（2021）年1月に国が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（以下「全国調査」という。）」（概数調査）では、全国で3,824人（うち大阪府990人）となっています。

ホームレスは、低栄養や、不衛生、厳しい夏の暑さ、冬の寒さなど、劣悪な環境にあり、時には生命の危険と向かい合うこともあります。加えて嫌がらせや集団暴行の対象になり、不幸にも生命を落とすという事件も起こっています。

路上（野宿）生活に至る原因は、人によってさまざまです。日雇労働等不安定な就労に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業・仕事の減少など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、健康上の問題や家庭内の問題、借金の問題など、複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。

ホームレスの多くは、アルミ缶や家電製品等の廃品を収集して得た収入で生活しています。「今の路上（野宿）生活のままでいい」という人もいますが、「アパートに住み、就職して自活したい」と望んでいる人も少なくありません。

しかし、民間賃貸住宅を借りる場合や就職面接等において、ホームレスというだけで契約や採用に至らない場合があります。この問題は、人間の尊厳に関わる人権問題であり、誰もが無関心のままですまされることではありません。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法と基本方針

平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が施行されました。国は法に基づいて、就業の機会の確保や、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導に関する基本的事項などについて、全国調査で明らかになったホームレスの実態を反映した施策を示す「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しています。

平成27（2015）年の基本方針には、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等について生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施すること等が新たに示されました。また、平成30（2018）年の基本方針には、ホームレスの高齢化長期化に対応し、35歳以下や65歳以上等年代別に抱える課題に対応した支援も必要である等が示されました。

大阪府では

平成16（2004）年4月からおよそ5年毎に、法に基づき、基本方針を指針として、「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定し、市町村等と連携協力して、個々のホームレスの状況に応じた総合的な自立の支援に取り組んできました。

現在は、平成31（2019）年3月に策定した4期目となる実施計画（計画期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日）に基づき、ホームレス巡回相談指導事業と路上（野宿）生活からの脱却に向けた既存施策（生活保護や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業など）の十分な活用を柱に、国、市町村その他関係機関と連携し、総合的かつ計画的にホームレスの自立支援施策を実施しています。

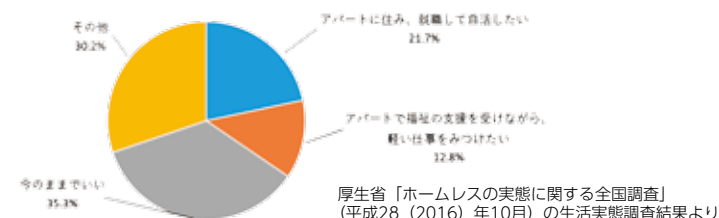
また、府、大阪市や民間団体が一体となって運営する「大阪ホームレス就業支援センター」への支援を通し、住居がなく失業中の方などの就労による自立に向け、民間等からの仕事の開拓や提供等の就業支援を行っています。

都道府県別ホームレス数

	令和2年調査	令和3年調査	増減
大阪府	1,038人	990人	▲48人
東京都	889人	862人	▲27人
神奈川県	719人	687人	▲32人
福岡県	260人	268人	8人
愛知県	181人	157人	▲24人

（ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果 令和3年1月（厚生労働省）（抜粋））

ホームレスの今後の生活の希望



●住宅喪失不安定就労者等の実態と支援策

「住居喪失を理由としてインターネットカフェや漫画喫茶、サウナ等昼夜滞在可能な店舗で寝泊りする人々（以下「住居喪失者」という。）」の中には、「派遣労働者や契約社員、パート・アルバイトなどの不安定就労に従事する人々（以下「住宅喪失不安定就労者」という。）」がいます。

平成19（2007）年度の厚生労働省の調査では、全国で住居喪失者は約5,400人と推計されています。

また、平成28（2016）年度の東京都の調査では、住居喪失者は都内で約4,000人、うち住宅喪失不安定就労者は約3,000人と推計されています。調査対象住居喪失者の年齢は30～39歳が最も多く（全体の38.6%）、1ヶ月の平均収入は11.4万円です。また、住居確保の問題として、「入居に必要な初期費用（敷金等）」を挙げる人が最も多く（62.8%）、次いで「家賃を払い続けるための安定収入がない（33.3%）」など、収入があっても不安定で、かつ貯蓄にまわす余裕がないため、住居を確保できない実態が明らかになっています。

これらの人々は、公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいるホームレスとは異なりますが、不安定な居住状態であることから、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人々と考えられます。全国の福祉事務所設置自治体では、生活困窮者自立支援法に基づき、住宅喪失不安定就労者のみならず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人々全般を対象とした自立相談支援機関を設置し、生活全般にわたる困りごとに対する相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染された方々やその家族、医療従事者等に対する不当な偏見や差別、いじめなどの事例が報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

大阪府では、「大阪府人権相談窓口」を開設しており、府民の皆様からの人権に関する相談を受け付け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行っています。

また、「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安やストレスなどを感じている府民の方々の相談をお受けしています。

○大阪府人権相談窓口

（相談専用電話 06-6581-8634）については、P.38を参照ください。

○新型コロナこころのフリーダイヤル

相談専用電話 **0120-017-556**

（大阪府・大阪市・堺市）
新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/covid19_kokoronocare/index.html

（問い合わせ先：健康医療部 こころの健康総合センター）

さまざまな人権問題

「身近な人権のこと」と題して、私たちを取り巻く人権問題をこれまで取り上げてきましたが、他にもさまざまな人権問題が存在しています。例えば、

- アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。
- 大規模な災害は多くの人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。情報不足やデマなどによる人権侵害が生じることがあるほか、被災者はその後の避難生活でも多くの困難に直面します。

- 生まれつきのあざ、事故・病気による傷やけど、脱毛などの「見た目（外見）」の症状がある人たちが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されたりするといった問題があります。
- 刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。このため、更生に向けた計画的な支援など、地域で暮らすためのさまざまな支援が必要な状況にあります。

- 人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・確な対応が求められています。

わたしたちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会を共に築いていきましょう。

人権 カレンダー

月	■ 月間	● 週間	★ 記念日
4	■ AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間	● 2～8日	発達障がい啓発週間
5		● 1～7日 ● 5～11日	憲法週間 児童福祉週間
6	■ 外国人労働者問題啓発月間 ■ 男女雇用機会均等月間 ■ 就職差別撤廃月間	● 1～7日 ● 未定 ● 23～29日	HIV検査普及週間 ハンセン病を正しく理解する週間 男女共同参画週間
7	■ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ■ 「社会を明るくする運動」強調月間 ■ 再犯防止啓発月間		★ 1日 更生保護の日
8		● 未定	全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
9	■ 高齢者保健福祉月間 ■ 障がい者雇用支援月間 ■ 発達障がい者福祉月間	● 10～16日	自殺予防週間
10	■ 部落差別調査等規制等条例啓発推進月間 ■ 里親月間 ■ 高齢者雇用支援月間		★ 8日 国際識字デー ★ 10日 世界自殺予防デー ★ 21日 国際平和デー ★ 1日 国際高齢者デー
11	■ 児童虐待防止推進月間 ■ 精神保健福祉月間 ■ 子ども・若者育成支援強調月間 ■ ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間	● 12～25日 ● 未定 ● 25～12月1日	女性に対する暴力をなくす運動 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 犯罪被害者週間
12	■ 職場のハラスメント撲滅月間	● 3～9日 ● 4～10日 ● 10～16日	障がい者週間 人権週間 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
1			
2			
3	■ 自殺対策強化月間		★ 8日 国際女性デー ★ 21日 国際人種差別撤廃デー 世界ダウン症の日

一人で悩まないで…

人権に関する相談

人権のことで心が傷ついたときには、「誰にも言えずに辛い」「どこに相談したらよいかわからない」「相談を聞いてもらってアドバイスがほしい」など、一人で悩むのではなく、身近なところで相談できることが何よりも大切です。

暮らしの中で起こるさまざまな人権問題に関して、市町村では相談窓口を開設しています。

相談窓口の相談員は、状況の理解に努め、相談内容を解きほぐしながら、相談者の立場に立って事案に応じた適切な助言や情報提供を行っています。また、府内の自治体、公益法人、民間非営利団体(NPO)などの相談機関が連携協力する「人権相談機関ネットワーク」の中から事案に応じた適切な機関を紹介したり取り次ぐなど、連携して取り組んでいます。

大阪府では

専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設するほか、市町村が実施する相談事業を推進するため、交付金による支援をしています。また、市町村に対する助言・支援や相談員の養成を行っています。さらに、「人権相談機関ネットワーク」を運営するとともに、相談内容を集約し、ホームページなどで情報提供しています。

人権擁護士

近年、人権に関する相談は、さまざまな課題が絡み合っており、複雑・多様化しています。大阪府では、府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担う人材として、「人権擁護士」を平成19（2007）年度から養成しています。人権擁護士は、市町村や民間事業所等において、相談事案を分析して適切な専門相談機関につなげたり、相談員のサポートや心のケアを行ったりするなどの業務を担います。

大阪府人権擁護士

検索

国（法務省）の人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局における面接又は電話による相談です。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）	
電話番号	0570-003-110
受付時間	平日午前8時30分から午後5時15分まで

- ・電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。一部のIP電話等からは利用できない場合があります。
- ・相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。
- ・法務局・地方法務局では、窓口において面接による相談も受け付けています。
- ・インターネットによる人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番

検索



大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

電話	06-6581-8634 （つながらない場合は、 06-6581-8635 もご利用いただくことが可能です）
面談	上記電話番号でご予約ください。
メール	so-dan@jinken-osaka.jp
手紙	〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
ファックス	06-6581-8614

■開設時間

平日相談：月曜日から金曜日 9時30分～17時30分
夜間相談：火曜日 17時30分～20時00分
休日相談：毎月第4日曜日 9時30分～17時30分
※平日・夜間相談は祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

大阪府人権相談窓口

検索



市町村人権相談窓口

《南河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
富田林市	人権・市民協働課	0721-25-1000	月～金 9時から17時30分
河内長野市	人権推進課	0721-53-1111	月～金 9時から17時30分
松原市	人権交流室	072-337-3101	月～金 9時から17時30分
	人権交流センター	072-332-5705	月～金 9時から17時30分
羽曳野市	人権推進課	072-958-1111	月～金 9時から17時30分
藤井寺市	協働人権課	072-939-1059	月～金 9時から17時30分
大阪狭山市	市民生活部市民相談・ 人権啓発グループ	072-366-0011	月～金 9時から17時30分
太子町	住民人権課	0721-98-5515	月～金 9時から17時
河南町	人権男女共同社会室	0721-93-2500	月～金 9時から17時
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	月～金 9時から17時

《泉北》

	機関名	電話番号	開設日・時間
泉大津市	人権くらしの相談課	0725-33-1131	月～金 9時から17時
和泉市	人権・男女参画室	0725-99-8115	第1、3(月) 13時30分から15時30分
	相談専用ダイヤル (人権文化センター)	0725-30-4151	月～金 9時から17時15分 (祝日、年末年始を除く)
高石市	人権推進課	072-275-6279	月～金 9時から17時30分
忠岡町	企画人権課	0725-22-1122	月～金 9時から17時30分

《泉南》

	機関名	電話番号	開設日・時間
岸和田市	人権・男女共同参画課	072-429-9833	火～土 9時から17時
貝塚市	人権政策課	072-433-7160	月～金 8時45分から17時15分
泉佐野市	人権推進課	072-463-1212	月～金 8時45分から17時15分
泉南市	人権推進課	072-480-2855	月～金 9時から17時30分
	一般社団法人 泉南市人権協会	072-485-1401	月～金 9時から17時30分
阪南市	人権推進課	072-471-5678	月～金 8時45分から17時15分
熊取町	人権・女性活躍推進課	072-452-1004	月～金 9時から17時30分
田尻町	企画人権課	072-466-5019	月～金 9時から17時
岬町	人権推進課	072-492-2773	月～金 9時から17時30分
	岬町人権協会(多奈川事務所)	072-492-3270	月・火・木 9時から16時
	岬町人権協会(淡輪事務所)	072-494-1508	水・金 9時から16時

ご意見・ご感想をお寄せください。

本冊子をより良いものにしていくため、
みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしています。
本冊子に添付している用紙のほか、
大阪府ホームページからもお寄せいただけます。
ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。

ゆまにてそうぞう アンケート 検索



大阪府広報担当副知事 もずやん

	機関名	電話番号	開設日・時間
大阪市	人権啓発・相談センター	06-6532-7830	月～金 9時から21時 日祝 9時から17時30分
堺市	人権相談ダイヤル (人権推進課)	072-228-7364	月～金 9時から12時 13時から16時30分 (祝日・年末年始を除く) LGBTなど多様な性に関する相談を含む
	人権ふれあいセンター	072-245-2530	火～日 9時から17時30分 (年末年始を除く) ※月曜日が祝日日の場合は開設

《豊能》

	機関名	電話番号	開設日・時間
豊中市	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	06-4865-3655	月・水・金(祝日除く) 9時から12時、13時から17時
池田市	池田市人権協会 (池田市人権文化交流センター)	072-752-8226	月～金 9時から17時
箕面市	人権施策室	072-724-6720	月～金 8時45分から17時15分
	豊野中央人権文化センター	072-722-7400	火～日 9時から17時 ※祝日も相談可
	桜ヶ丘人権文化センター	072-721-4800	火～日 9時から17時 ※祝日も相談可
豊能町	住民人権課	072-739-3402	月～金 9時から17時30分
能勢町	総務課	072-734-0001	月～金 8時30分から17時

《三島》

	機関名	電話番号	開設日・時間
吹田市	人権政策室	06-6384-1513	月～金 9時から17時30分
	交流活動館	06-6388-5504	月～金 9時から17時30分 (祝日除く)
高槻市	人権110番 (人権・男女共同参画課)	072-674-7110	月～金 8時45分から17時15分
茨木市	人権・男女共生課	072-622-6613	月～金 9時から17時
摂津市	人権協会	06-6383-1011	月～金 10時から16時
島本町	島本町人権まちづくり協会	075-961-7830	月、水、木 9時から12時 ※第2木曜日 17時から20時 (祝日、年末年始を除く)

《北河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
守口市	人権室	06-6992-1512	月、水、金9時から12時 木13時から16時 ※電話相談 第2・4(金) 17時から20時
枚方市	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	072-844-8788	月～金9時から17時30分 (第1水曜、第4木曜は12時45分 から17時30分まで)
寝屋川市	人権・男女共同参画課	072-825-2168	月～金 9時から17時30分
大東市	人権室	072-870-9063	月～金 9時から17時30分
	特定非営利活動法人 ほうじょう(北条人権文化センター内)	072-876-2560	月、水、木 9時から17時30分 火、金 9時から20時30分
	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会(野崎人権文化センター内)	072-879-8810	月～金 9時から18時 第1・3土曜日 10時から18時
門真市	人権市民相談課	06-6902-6079	月～金 9時30分から17時30分
四條畷市	四條畷市人権協会	072-803-7355	月～金10時から16時 グリーンホール田原 (田原支所)でも相談可 ※夜間電話相談 月 17時から21時
交野市	人権と暮らしの相談課	072-817-0997	月、水、金13時から15時

《中河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
八尾市	人権政策課	072-924-3830	月～金 8時45分から17時15分
柏原市	人権推進課	072-972-6100	月～金 9時から17時
東大阪市	荒本人権文化センター	06-6788-7424	月～金 9時から17時
	長瀬人権文化センター	06-6720-1701	月～金 9時から17時

人権教育・啓発のための施設です。ご利用ください。

ヒューライツ大阪

アジア・太平洋人権情報センター



大阪市西区西本町 1-7-7-8F
(06) 6543-7002

ヒューライツ大阪 検索

国際的な人権情報の収集・発信、調査・研究、研修・啓発、広報・出版、相談・情報サービス機能などを通じて、アジア・太平洋地域の人権の確立・伸長に貢献するとともに、国際化時代にふさわしい人権感覚を醸成することを目的としています。

ピースおおさか

大阪国際平和センター



大阪市中央区大阪城 2-1
(06) 6947-7208

ピースおおさか 検索

大阪空襲の犠牲者を追悼し平和を祈念するとともに、大阪空襲を中心とした情報・資料の収集・保存・展示等を通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育むことを目的としています。

ドーンセンター



大阪府立男女共同参画・青少年センター



大阪市中央区大手前1-3-49
(06) 6910-8500

ドーンセンター 検索

男女共同参画社会の実現と青少年の健全な育成に資することを目的とした施設です。「女性」をキーワードにした広範な情報の提供、啓発学習のための講座等の開催、女性の悩みや問題に関する相談などの事業を実施している他、ホール、会議室等を提供しています。

大阪府視聴覚ライブラリー

(大阪府立中央図書館内)



東大阪市荒本北1-2-1
(06) 6745-0170 (代表)

大阪府視聴覚ライブラリー 検索

学校や社会教育関係団体、企業等に対し、研修や上映会に使用できる、人権教育をはじめとするさまざまな視聴覚教材(16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD、スライド)と機材の貸出しを行っています。

リパティおおさか

大阪人権博物館

大阪人権博物館



大阪市港区波除4-1-37
HRCビル5階
(06) 4301-7783

リパティおおさか 検索

豊かな人間性や幅広い社会性の醸成を図る人権などさまざまな資料の展示や、気づきや発見を促す体験の場の提供を通して、豊かな人権感覚を育み、人間性豊かな文化の発展に貢献することを目的としています。現在、休館中であり、巡回展、セミナー、講座などを実施しています。



大阪府府民文化局 人権局 令和4(2022)年3月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階
TEL(06)6210-9281 FAX(06)6210-9286
大阪府人権局ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jinken/